

橋本市地域防災計画

資料編

橋 本 市 防 災 会 議

【資料編 目次】

第1章 各種資料	1
1 情報・通信関係	2
(1) 災害通信連絡網	2
(2) 関係機関の連絡先	3
2 避難関係	8
(1) 指定避難場所	8
(2) 臨時ヘリポート	11
3 非常用品備蓄	13
(1) 災害対策用備蓄品一覧表	13
4 風水害関係	16
(1) 重要水防箇所	16
(2) 水防資機材備蓄状況	21
5 土砂災害関係	22
(1) 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)	22
(2) 山地災害危険地区	23
6 地震関係	25
(1) 地震に関する情報の内容	25
7 消防・医療・遺体処理関係	26
(1) 消防本部組織	26
(2) 消防車両保有状況	27
(3) 特殊消防用資機材保有状況	27
(4) 消防水利	28
(5) 医療関係調達先(血液調達先)	28
(6) 救急告示医療機関	28
8 ごみ・し尿処理等関係	29
(1) し尿、ごみ処理施設	29
(2) ごみ処理収集車	29
(3) 橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧	29
(4) 橋本市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者一覧	29
(5) 橋本市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧	30
9 道路・輸送関係	31
(1) 緊急輸送道路	31
(2) 本部公用車	34
(3) 都市計画道路	35
(4) 幹線道路	36
10 施設関係	39
(1) 公園緑地	39
(2) 学校教育・保育施設	40
(3) 医療・福祉施設	42
(4) 文化・社会教育施設	47

(5) 文化財	49
(6) 要配慮者利用施設	52
11 その他	56
(1) 自主防災組織一覧	56
第2章 条例・要綱等	58
1 橋本市防災会議条例	59
2 橋本市災害対策本部条例	61
第3章 協定・覚書	62
1 自治体協定	63
2 各種団体	64
3 物品・物資の供給	65
4 応急復旧応援	67
5 情報発信	67
6 避難所施設利用	67
7 ごみ収集及び清掃	68
8 し尿収集・清掃業務	68
9 福祉避難所	69
10 その他	69
第4章 各種様式	70
1 災害救助法関係	71
(1) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	71
(2) 救助期間早見表	76
(3) 救助日報	77
(4) 義援金品搬出者名簿（様式1号）	78
(5) 義援金品引継書（様式2号）	79
(6) 義援金品受領書（様式3号）	80
(7) 現金出納簿（様式4号）	81
(8) 義援金受払簿（様式5号）	82
2 応急食糧関係（申請書）	83
(1) 応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式1号）	83
(2) 災害救助用米穀引渡申請書（様式2号）	84
3 災害の定義（被害即報基準）	85
4 災害即報事項例示	88
5 災害の被害認定基準	90
6 被害発生即報	92
(1) 第1号様式（火災）	92
(2) 第2号様式（特定の事故）	93
(3) 第3号様式（救助・救急事故・武力攻撃災害等）	94
(4) 第4号様式（その1）[災害概況即報]	95
(5) 第4号様式（その2）[災害状況即報]	96
7 緊急車両指定	97

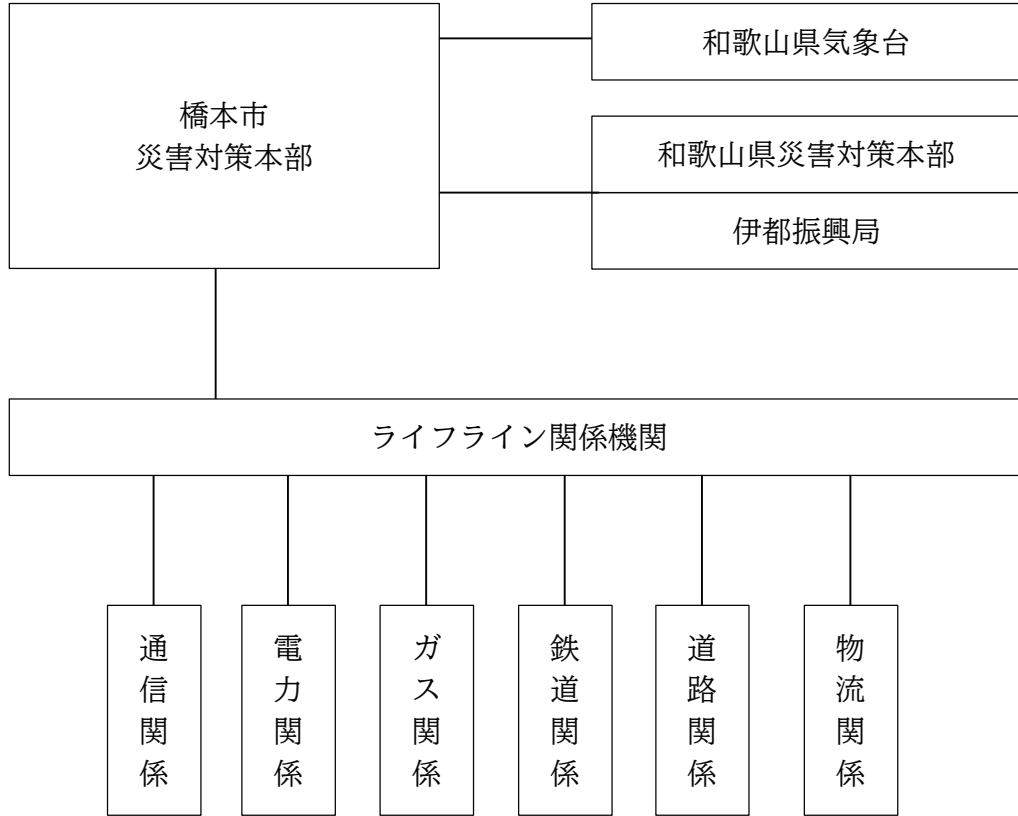
(1) 緊急通行車両確認申出書	97
(2) 緊急通行車両確認証明書	98
(3) 緊急通行車両確認標章	98
8 緊急警報放送の放送要請書	99
9 自衛隊派遣要請要求書	100
10 自衛隊撤収要請書	101
11 和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書	102
第5章 内部報告書等資料	104
1 職員参集報告書	105
2 職員動員・活動報告書	106
3 参集途上報告書	107
4 応援要請・指示命令書	108
5 広報文例	109
6 避難所関係様式	114
(1) 避難所安全確認チェックシート	114
(2) 避難者名簿	115
(3) 事務引継書	119
(4) 拠点避難所状況報告書	120
7 り災証明関係	121
(1) 被災者台帳	121
(2) り災証明書	122
(3) 被災届出済証明書	124
第6章 関連資料リンク集	125
1 本編記載の国・県計画等のリンク集	126
2 その他防災関連情報リンク集	134

資料編

第1章 各種資料

1 情報・通信関係

(1) 災害通信連絡網



(2) 関係機関の連絡先

【指定地方行政機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整 第二課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41	(06) 6944-1234 (内線) 2632、2633 (06) 6945-4489
近畿財務局 (和歌山財務事務所)	総務課	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	(073) 422-6141 (073) 424-2966
近畿厚生局	総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6942-2241 (06) 6946-1500
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都府京都市上京区西洞院 通下長者町下る丁子風呂町	(075) 414-9036 (075) 414-9060
大阪農政事務所 (和歌山県拠点)	総務課	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	(073) 436-3831 (073) 436-0914
近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)		646-0011	和歌山県田辺市新庄町 2345-1	(050) 3160-6120 (0739) 22-1460
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6966-6001 (06) 6966-6071
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 2 別館	(06) 6966-6061 (06) 6966-6095
近畿運輸局 (和歌山運輸支局)	総務・ 企画担当	640-8404	和歌山県和歌山市湊 1106-4	(073) 422-2130 (073) 435-1771
大阪航空局 (南紀白浜空港 出張所)		649-2211	和歌山県西牟婁郡白浜町 2926	(0739) 42-3827 (0739) 43-0373
大阪管区气象台 (和歌山地方 气象台)	防災業務課	640-8230	和歌山県和歌山市男野芝丁 4 番地	(073) 422-5348 (073) 435-3132
近畿総合通信局	総務課	540-8795	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6942-8505 (06) 6942-1849
和歌山労働局 (橋本労働基準 監督署)		648-0072	和歌山県橋本市東家 6-9-2	(0736) 32-1190 (0736) 32-2325
近畿地方整備局 (和歌山河川国道 事務所)		640-8227	和歌山県和歌山市西汀丁 16 番	(073) 424-2471 (073) 436-3658

【指定公共機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 和歌山支社（橋本駅）	648-0065	和歌山県橋本市古佐田 1-4-51	(073) 425-6091 (073) 425-6096
NTT 西日本株式会社 和歌山支店	640-8146	和歌山県和歌山市一番丁5 公園前ビル	(073) 488-1789 (073) 425-0311
株式会社 NTT ドコモ 関西支社和歌山支店	640-8341	和歌山県和歌山市黒田 1-1-19	(073) 476-3303
NTT ドコモビジネス株式会社 和歌山支店	640-8341	和歌山県和歌山市黒田 33-1	(073) 474-9346
日本銀行 大阪支店	530-0005	大阪府大阪市北区中之島 2-1-45	(06) 6202-1111 (06) 6233-2022
日本赤十字社 和歌山県支部	640-8137	和歌山県和歌山市吹上 2-1-22	(073) 422-7141 (073) 422-7148
日本放送協会 和歌山放送局	640-8137	和歌山県和歌山市吹上 2-3-47	(073) 424-8111
西日本高速道路株式会社 関西支社	567-0871	大阪府茨木市岩倉町 1-13	(06) 6344-8888 (06) 6344-9244
電源開発株式会社 西日本支店 紀和事務所	648-0016	和歌山県橋本市隅田町 下兵庫 622-2	(0736) 33-1602
電源開発送変電ネットワーク株式会社 橋本送変電事業所	648-0016	和歌山県橋本市隅田町 下兵庫 622-2	(0736) 32-0961
日本通運株式会社 和歌山支店	641-0036	和歌山県和歌山市西浜 796-1	(073) 431-3101 (073) 428-2669
関西電力株式会社 和歌山支店	640-8145	和歌山県和歌山市岡山丁 40	(073) 422-4150
関西電力送配電株式会社 橋本配電営業所	648-0072	和歌山県橋本市東家 6 丁 目 7-22	(0800) 777-3081 ※一部 IP 電話使用 不可
大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	590-0973	大阪府堺市堺区住吉橋町 2-2-19	(072) 238-2375
日本郵便株式会社 橋本郵便局	648-8799	和歌山県橋本市市脇 5-4-22	(0736) 33-1571 (0736) 34-2485
KDDI 株式会社			(03) 3347-0077
ソフトバンク株式会社			(03) 6889-2000
楽天モバイル株式会社			(050) 5370-5068

【指定地方公共機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
和歌山県土地改良事業団体連合会	640-8249	和歌山県和歌山市雑賀屋町 1 和歌山県土地改良会館	(073) 432-2567 (073) 433-1490
紀の川土地改良区連合	640-8241	和歌山県和歌山市雑賀屋町 東ノ丁 26	(073) 423-3177 (073) 423-7188
小田井土地改良区	649-6531	和歌山県紀の川市粉河町 粉河 4620	(0736) 73-2173
引の池土地改良区	649-7203	和歌山県橋本市高野口町 名古屋 921-1	(0736) 43-1557
南海電気鉄道株式会社 南海橋本駅	648-0065	和歌山県橋本市古佐田 1-4-51	(0736) 32-2310
南海りんかんバス株式会社	648-0073	和歌山県橋本市市脇 5-1-24	(0736) 33-0056 (0736) 32-5565
株式会社和歌山放送	640-8577	和歌山県和歌山市湊本町 3-3	(073) 428-1431 (073) 428-0960
株式会社テレビ和歌山	640-8533	和歌山県和歌山市栄谷 151	(073) 455-5711 (073) 455-5716
FM はしもと株式会社	648-0072	和歌山県橋本市東家 4-11-4	(0736) 39-0816
一般社団法人伊都医師会	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-3-1	(0736) 33-1923 (0736) 33-1924
一般社団法人和歌山県 LP ガス協会 橋本・伊都支部	649-7203	和歌山県橋本市高野口町 名古屋 158-3	(0736) 42-3128

【県関係等】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
防災企画課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2271
災害対策課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2262
危機管理消防課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2273
和歌山県警察本部	640-8588	和歌山県和歌山市小松原通1-1-1	(073) 423-0110
伊都振興局地域振興部 総務県民課	648-0073	和歌山県橋本市市脇4-5-8	(0736) 33-5004 (0736) 33-4916
伊都振興局健康福祉部 (橋本保健所)	649-7203	和歌山県橋本市高野口町名古屋927	(0736) 42-3210 (0736) 42-5468

【市町】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
かつらぎ町	危機管理課	649-7192	和歌山県伊都郡かつらぎ町 大字丁ノ町 2160	(0736) 22-0300 (0736) 22-6432
九度山町	総務課	648-0198	和歌山県伊都郡九度山町 九度山 1190	(0736) 54-2019 (0736) 54-2022
高野町	総務課	648-0281	和歌山県伊都郡高野町 高野山 636	(0736) 56-3000 (0736) 56-4745
河内長野市	危機管理課	586-8501	大阪府河内長野市原町 1-1-1	(0721) 53-1111 (0721) 55-1818
五條市	危機管理課	637-8501	奈良県五條市岡口 1-3-1	(0747) 22-4001 (0747) 25-0629
野洲市	自治防災課	520-2395	滋賀県野洲市小篠原 2100-1	(077) 587-6043 (077) 587-4033
名張市	危機管理室	518-0492	三重県名張市鴻之台 1-1	(0595) 63-7271 (0595) 61-0815

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
橋本市消防本部	警防課	648-0072	和歌山県橋本市東家 6-2-1	(0736) 33-0119 (0736) 33-0630
伊都消防組合消防本部	警防課	649-7113	和歌山県伊都郡かつらぎ町 妙寺 126-12	(0736) 22-0119 (0736) 22-1215

【自衛隊】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
陸上自衛隊 中部方面総監部	中部方面 総監部防衛部	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072) 782-0001
陸上自衛隊 第37普通科連隊		594-8502	大阪府和泉市伯太町官有地	(0725) 41-0090

【その他の県内関係機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
一般社団法人 和歌山県建設業協会	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 1-1-8	(073) 436-5611 (073) 436-2567
一般社団法人 和歌山県医師会	640-8269	和歌山県和歌山市小松原通 1-1 和歌山県民文化会館内	(073) 33-1923 (073) 33-1924
一般社団法人 和歌山県薬剤師会	640-8249	和歌山県和歌山市雑賀屋町 19	(073) 422-4748 (073) 428-1143
公益社団法人 和歌山県看護協会	642-0017	和歌山県海南市南赤坂 17 番地	(073) 483-1005 (073) 483-1266
公益社団法人 和歌山県病院協会	640-8319	和歌山県和歌山市手平 2-1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	(073) 436-0437 (073) 424-5676
公益社団法人 和歌山県バス協会	640-8404	和歌山県和歌山市湊 1106	(073) 422-8090 (073) 433-4049

【その他市主要機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
橋本市民病院	648-0005	和歌山県橋本市小峰台 2-8-1	(0736) 37-1200 (0736) 37-1880
橋本市社会福祉協議会	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-3-1	(0736) 33-0294 (0736) 33-4377
橋本市教育委員会	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-1-1	(0736) 33-1111 (0736) 33-2657
(財)橋本市文化スポーツ振興公社	648-0041	和歌山県橋本市清水 543-1	(0736) 33-2317 (0736) 33-2855
橋本商工会議所	648-0073	和歌山県橋本市市脇 1-3-18	(0736) 32-0004 (0736) 33-3326
高野口町商工会	649-7205	和歌山県橋本市高野口町名倉 1028-1	(0736) 42-2943 (0736) 42-0608
橋本市ボランティアセンター	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-3-1	(0736) 33-0294 (0736) 33-4377
橋本環境管理センター	648-0043	和歌山県橋本市学文路 172	(0736) 32-0028 (0736) 32-0209
わかやま農業協同組合	649-7203	和歌山県橋本市高野口名古屋 922-2	(0736) 42-3000 (0736) 44-2224
医療法人南労会紀和病院	648-0085	和歌山県橋本市岸上 18-1	(0736) 33-5000 (0736) 34-2614
医療法人博寿会山本病院	648-0072	和歌山県橋本市東家 6-7-26	(0736) 32-8899 (0736) 34-2738

第1編
総則第2編
災害予防第3編
地震災害
緊急対策計画第4編
風水害
緊急対策計画第5編
災害復旧
復興計画第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

2 避難関係

(1) 指定避難場所

ア 広域避難地

名称	所在地	用途	面積	主要施設
橋本運動公園	北馬場 454 番地	公園	20.9ha	体育館、プール等

イ 拠点避難所（令和8年4月1日現在）

No.	避難所	所在地	風水害	地震
1	橋本高等学校	古佐田 4-10-1	○	○
2	東家体育館 （旧市立橋本小学校）	東家 2-1-13	○	○
3	橋本中央中学校／橋本小学校	市脇 5-3-8	×	○
4	古佐田区民会館みんなの家	古佐田 1-1016	○	○
5	西部小学校	柏原 554-2	○	○
6	旧西部中学校体育館	柏原 500	○	○
7	紀北工業高等学校	神野々 809	○	○
8	城山小学校	城山台 2-10-2	○	○
9	紀見東中学校	城山台 1-39-2	○	○
10	紀見小学校	柿の木坂 25-1	○	○
11	境原小学校	小峰台 1-25-1	△	○
12	柱本小学校	紀見ヶ丘 2-20-1	○	○
13	三石小学校	三石台 2-1-1	○	○
14	紀見北中学校	三石台 3-19-1	△	○
15	旧兵庫幼稚園／兵庫・河瀬会館	隅田町下兵庫 395/396-1	○	○
16	隅田中学校	隅田町芋生 243-1	○	○
17	隅田小学校	隅田町垂井 20	○	○
18	あやの台小学校	あやの台 2-17	○	○
19	山内防災センター	隅田町山内 255-2	○	○
20	恋野小学校	赤塚 129-1	○	○
21	ひこばえの里	彦谷 752-15	○	○

資料編 第1章 各種資料
2 避難関係

No.	避難所	所在地	風水害	地震
22	谷奥深集会所	谷奥深 62	○	○
23	学文路小学校	学文路 900	●	○
24	清水小学校	清水 2014	●	○
25	高野口小学校	高野口町名倉 226	×	○
26	橋本市産業文化会館	高野口町向島 135	×	○
27	高野口中学校	高野口町名古屋 1322-10	○	○
28	伏原体育館	高野口町伏原 806-1	○	○
29	応其小学校	高野口町名古屋 19-1	●	○
30	伊都中央高等学校	高野口町名古屋 558	○	○
31	旧信太小学校体育館	高野口町九重 87-1	○	○
32	高野口山村体験交流促進センター	高野口町嵯峨谷 116	○	○
33	紀見地区公民館	橋谷 1-1	●	○
34	学文路地区公民館／学文路東体育館	清水 343-3/363	×	○
35	中央公民館	東家 1-6-27	●	○
36	恋野地区公民館	恋野 564-1	●	○
37	隅田地区公民館	隅田町中島 22	●	○
38	紀見北地区公民館	三石台 4-2-1	●	○
39	山田地区公民館	柏原 433-1	●	○
40	高野口地区公民館	高野口町名倉 813-2	●	○

※風水害時は、以下の2段階で開設される。(△印は、土砂災害警戒情報の発表時は開設しない。)

[第1段階 高齢者等避難] ●印の避難所のみ

[第2段階 避難指示] ○印のうち避難指示対象地域の避難所のみ

※地震時は、橋本市で震度5強以上が観測された場合に市内全域で開設される(非常時等はこの限りではない)。

第1編 総則

第2編 災害予防

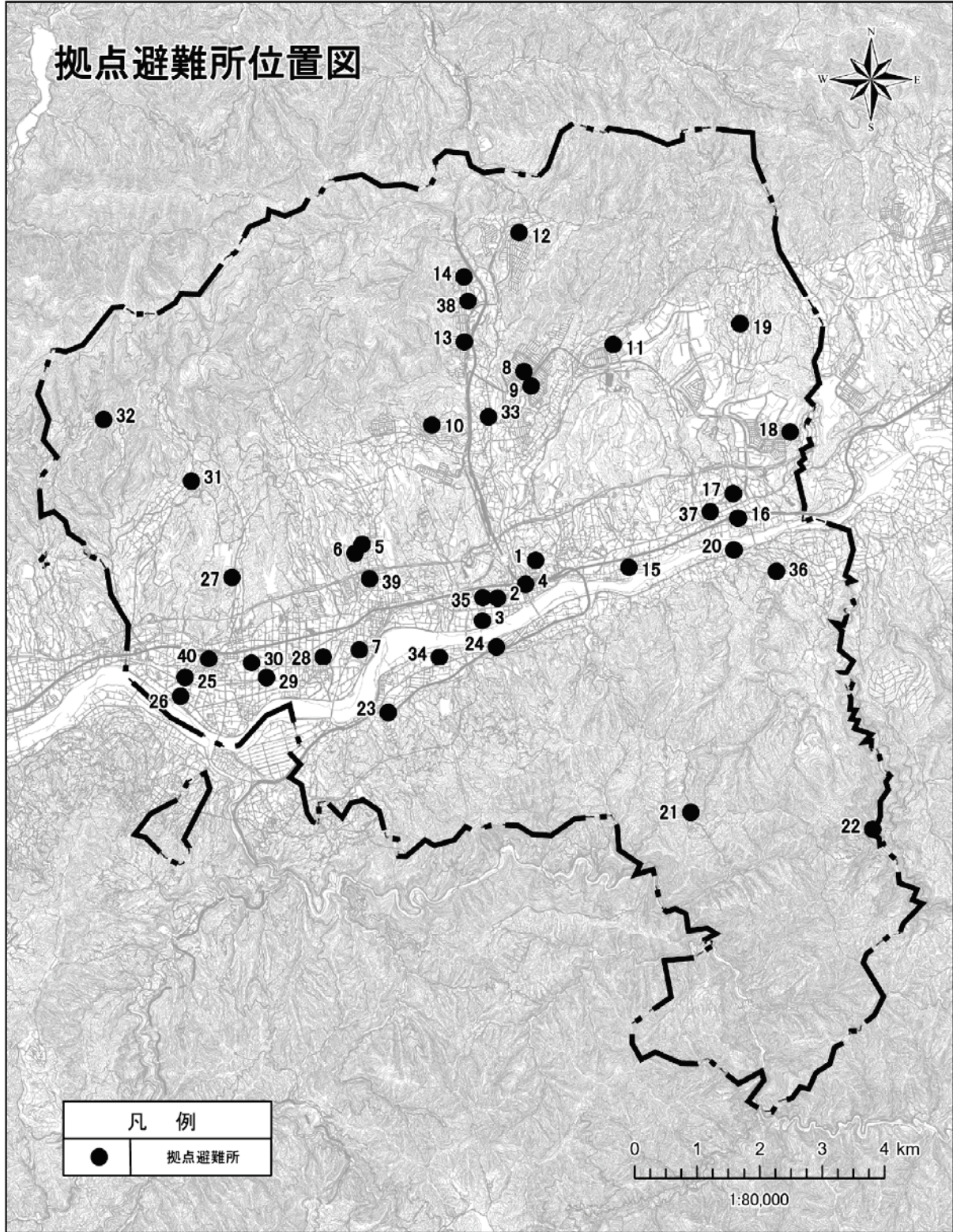
第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編



(2) 臨時ヘリポート

令和7年6月末現在

No.	名称	所在地	小学校区名
1	橋本中央中学校運動場	市脇 5-3-8	橋本
2	旧西部中学校運動場	柏原 500	西部
3	神野々緑地	神野々	西部
4	柱本小学校	紀見ヶ丘 2-20-1	柱本
5	橋本運動公園	北馬場 454	橋本
6	紀見東中学校運動場	城山台 1-39-2	城山
7	三石小学校	三石台 2-1	三石
8	橋本市民病院	小峰台 2-8-1	境原
9	隅田小学校運動場	隅田垂井 20	隅田
10	南馬場緑地広場	南馬場	学文路
11	向副緑地	向副	清水
12	若者広場	高野口町伏原 1367	応其
13	伊都中央高校	高野口町名古曾 558	応其
14	高野口中学校	高野口町名古曾 1322-10	応其

第1編
総則

第2編
災害予防

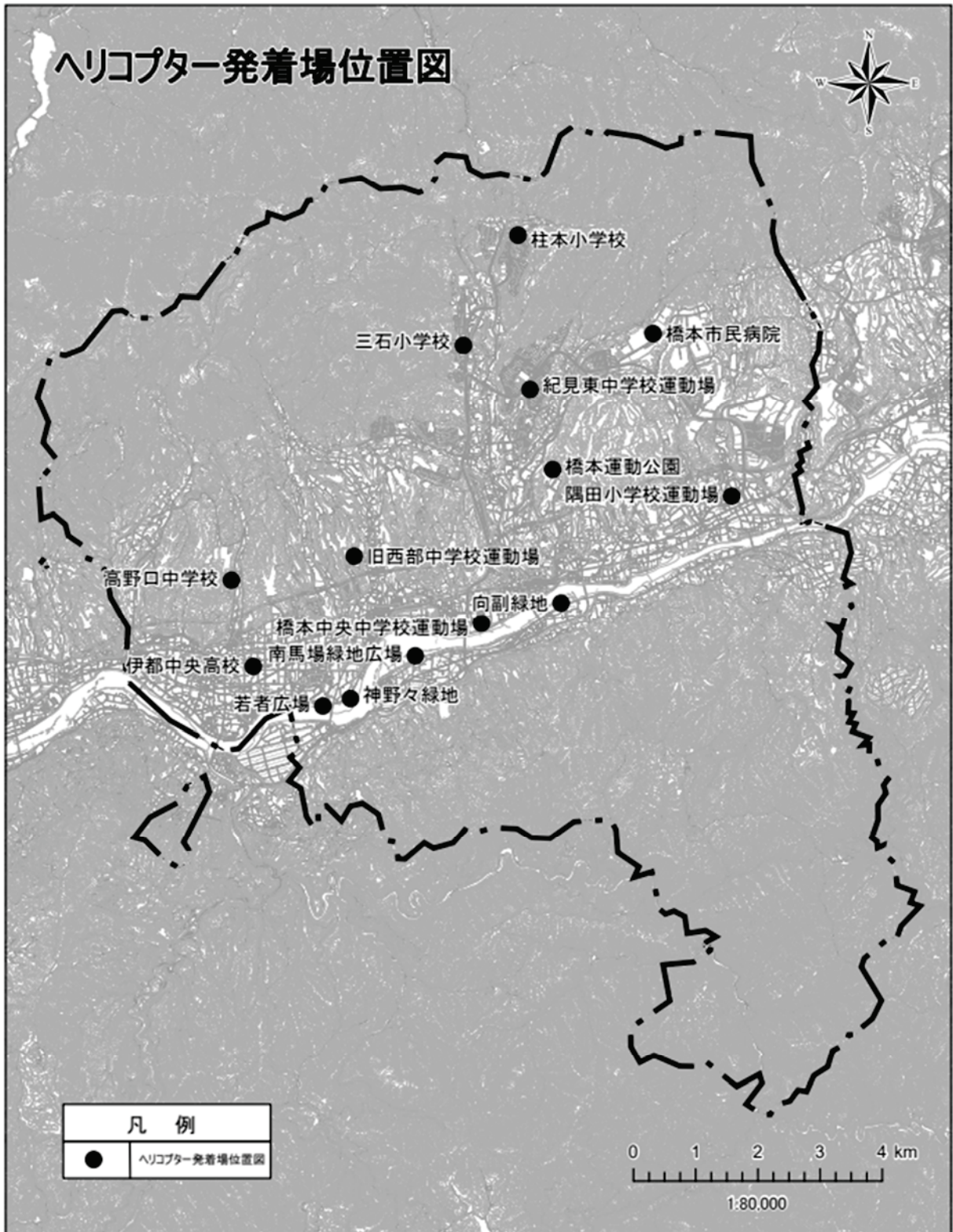
第3編
地震災害
緊急対策計画

第4編
風水害
緊急対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編



3 非常用品備蓄

(1) 災害対策用備蓄品一覧表

ア 備蓄資機材一覧表

備蓄食糧 (令和7年3月現在)

No.	品目	数量	単位
1	アルファーマ (わかめご飯)	13,500	食
2	アルファーマ (五目ご飯)	11,700	食
3	アルファーマ (ドライカレー)	3,150	食
4	アルファーマ (きのこご飯)	3,000	食
5	アルファーマ (梅がゆ)	2,150	食
6	アルファーマ (たけのこご飯)	2,150	食
7	アルファーマ (えびピラフ)	1,000	食
8	アルファーマ (塩こんぶがゆ)	1,000	食
9	アルファーマ (チキンライス)	1,000	食
10	パン (プレーン)	2,300	食
11	パン (メープル)	1,220	食
12	パン (チョコ)	1,220	食
13	米粉山菜うどん	900	食
14	米粉カレーうどん	900	食
15	ライスクッキー	1,000	食
16	備蓄用ようかん	5,000	食
17	粉ミルク	20,800	グラム
18	粉ミルク (アレルギー対応)	1,566	グラム

備蓄用飲料水 (令和7年3月現在)

No.	品目	数量	単位
1	保存水3年 (ペットボトル0.5ㇿ)	30,008	本
2	保存水12年 (ペットボトル0.5ㇿ)	8,400	本
3	保存水10年 (ペットボトル1.5ㇿ)	5,800	本
4	保存水10年 (ペットボトル2.0ㇿ)	3,300	本
5	保存水12年 (ペットボトル2.0ㇿ)	5,874	本

備蓄資機材 (令和7年3月現在)

No.	品目	数量	単位
1	トイレ処理セット	88,000	個
2	簡易トイレ	1,020	台
3	トイレテント	890	張
4	手すり付きポータブルトイレ	15	台
5	手すり付きポータブルトイレ用テント	15	張
6	マンホールトイレ	29	台
7	オストメイトトイレ	2	台
8	折り畳み式簡易ベッド	34	台
9	大人用おむつ	2,980	枚
10	子ども用おむつ	5,464	枚

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
緊急対策計画

第4編 風水害
緊急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

資料編 第1章 各種資料
3 非常用品備蓄

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

No.	品目	数量	単位
11	紙コップ	54,300	個
12	トイレトペーパー	8,113	ロール
13	歯ブラシセット	4,000	個
14	発電機	48	台
15	ワンタッチパーテーション	667	枚
16	無線機	38	台
17	ハロゲンライト	218	組
18	防雨型コードリール	127	台
19	救助工具セット	41	セット
20	かまどセット	41	セット
21	ガスバーナーセット	42	セット
22	8kg LP ガスボンベ	42	本
23	メガホン	42	台
24	AM/FM ラジオ	41	台
25	石油ストーブ	150	台
26	スポットクーラー	61	台
27	20L 給水用ポリタンク	213	個
28	懐中電灯	39	台
29	LED ヘッドライト	61	個
30	防災用毛布	8,560	枚
31	エアーマット	14,940	枚
32	ガソリン缶詰	336	缶
33	灯油缶詰	336	缶
34	折りたたみ式リヤカー	46	台
35	マスク	8,050	枚
36	アルコール消毒液	106	本
37	ハンドソープ	86	本
38	タオルペーパー	15,400	枚
39	非接触型体温計	21	台
40	使い捨て手袋	8,100	枚
41	フェイスシールド	1,405	枚
42	雨合羽(「レインコート」)	43	着
43	青色ごみ袋	630	枚
44	クラフトテープ	457	個
45	軍手	148	組
46	ごみ箱	55	個
47	段ボールベッド	1,180	台
48	段ボールパーティション	8,971	組
49	テント	42	台
50	イージーアップテント	48	台
51	ヘルメット	80	個
52	防災服	80	着
53	プラスチックガウン	2,000	着
54	ライフジャケット	42	着
55	ボート	4	艇
56	剣スコップ	17	丁
57	角スコップ	3	丁

No.	品目	数量	単位
58	掛矢	8	丁
59	土のう袋	5,540	枚
60	鉄杭	140	組
61	木杭	2	組
62	トラロープ	1	組
63	かねロープ	1	組
64	鍬	10	丁
65	つるはし	3	本
66	フォーク	3	本
67	なべ	120	個
68	A型バリケード	5	組
69	スピード番線	800	組

イ 防災資機材保管場所

No.	防災資機材保管場所	所在地	備考
1	あやの台防災倉庫	あやの台 3-6	
2	赤塚倉庫（旧斎場）	赤塚 474-3	
3	旧三石保育園	三石台 4-1-62	
4	勤労者体育館	高野口町上中 175-2	
5	倉庫（旧公用車車庫）	東家 1-1-1	
6	浦之段防災センター	高野口町名古屋 955-1	
7	向島防災センター	高野口町向島 37-11	
8	高野口水防倉庫	高野口町名倉 813-2	
9	学文路消防団納庫	学文路 359-5	
10	各拠点避難所		

4 風水害関係

(1) 重要水防箇所

ア 国土交通大臣直轄管理河川

直轄管理河川重要水防箇所が、次の46区間指定されている。

(国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所)

番号	地先名	左右岸の別	種別	重要度	延長(m)	現堤防高(m)	計画堤防余裕高(m)	備考
1	高野口町大野	右岸	工作物	A	—	67.47	1.5	浦島川樋門
2	高野口町大野	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	67.47	1.5	破堤跡(S34.09)
3	高野口町向島	右岸	工作物	A	—	68.78	1.5	H27対策 維持修繕 垣花樋門
4	高野口町向島～高野口町小田	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	976	70.18	1.5	旧川跡
5	高野口町小田	右岸	堤体漏水	B	155	71.27	1.5	
6	高野口町小田	右岸	越水(溢水)	B	169	71.58	1.5	
7	高野口町小田	右岸	越水(溢水)	B	194	72.46	1.5	
8	九度山～学文路	左岸	堤体漏水	A	1,544	72.13	1.5	無堤区間
9	九度山～学文路	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	1,975	71.50	1.5	旧川跡
10	高野口町小田	右岸	水衝洗堀	B	105	72.46	1.5	
11	九度山～学文路	左岸	越水(溢水)	A	1,402	72.13	1.5	無堤区間
12	高野口町小田	右岸	工作物	A	—	72.46	1.5	小田井堰
13	高野口町小田	右岸	水衝洗堀	B	20	74.32	1.5	H23台風12号
14	高野口町伏原～神野々	右岸	越水(溢水)	B	1,100	77.05	1.5	
15	高野口町伏原～神野々	右岸	基礎地盤漏水	B	664	75.21	1.5	
16	高野口町伏原	右岸	工作物	A	—	74.98	1.5	伏原樋管
17	高野口町伏原	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	74.98	1.5	破堤跡(S28.09)
18	学文路	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	72.90	1.5	破堤跡(S28.09)
19	学文路	左岸	水衝洗堀	B	150	73.23	1.5	H23台風12号
20	神野々	右岸	工作物	B	—	75.48	1.5	岸上橋
21	学文路～南馬場	左岸	越水(溢水)	B	1,692	76.82	1.5	
22	学文路	左岸	基礎地盤漏水	B	214	76.08	1.5	
23	学文路	左岸	陸閘	要注意	—	76.04	1.5	学文路陸閘
24	岸上	右岸	工作物	A	—	77.58	1.5	岸上排水樋管(深ヶ坪排水路)
25	南馬場～清水	左岸	破堤跡・旧川跡	要注意	1,220	78.37	1.5	旧川跡
26	岸上	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	674	93.46	1.5	旧川跡
27	岸上	右岸	越水(溢水)	B	296	78.29	1.5	
28	市脇～東家	右岸	越水(溢水)	A	587	80.46	1.5	
29	市脇5丁目	右岸	破堤跡・旧川跡	要注意	—	80.09	1.5	破堤跡(S28.09)
30	清水～向副	左岸	越水(溢水)	B	1897	83.74	1.5	
31	清水	左岸	破堤跡・旧川跡	要注意	—	81.38	1.5	破堤跡(S34.09)
32	東家～橋本	右岸	越水(溢水)	B	962	82.40	1.5	
33	東家6丁目	右岸	基礎地盤漏水	B	180	81.90	1.5	
34	東家5丁目	右岸	基礎地盤漏水	B	211	82.40	1.5	
35	賢堂	左岸	堤体漏水	B	198	82.89	1.5	
36	賢堂	左岸	基礎地盤漏水	B	198	82.89	1.5	
37	向副	左岸	基礎地盤漏水	B	190	83.26	1.5	

資料編 第1章 各種資料
4 風水害関係

番号	地先名	左右岸の別	種別	重要度	延長(m)	現堤防高(m)	計画堤防余裕高(m)	備考
38	向副	左岸	工作物	B	—	83.74	1.5	橋本橋
39	向副	左岸	堤体漏水	B	190	83.26	1.5	
40	向副	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	83.26	1.5	破堤跡(S34.09)
41	向副	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	84.44	1.5	破堤跡(S34.09)
42	隅田町河瀬 ～隅田町下兵庫	右岸	越水(溢水)	B	391	86.52	1.5	
43	隅田町下兵庫	右岸	堤体漏水	A	186	87.52	1.5	(堤防断面)
44	上田～中道	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	376	93.30	1.5	旧川跡
45	隅田町芋生	右岸	工作物	B	—	98.15	1.5	恋野橋
46	恋野	左岸	越水(溢水)	B	218	95.50	1.5	

出典：「令和6度和歌山県水防計画書」（和歌山県）

第1編 総則

計画 第2編 災害予防

応急対策計画 第3編 地震災害

対策計画 第4編 風水害応急

計画・復興計画 第5編 災害復旧

地震防災対策推進計画 第6編 南海トラフ

資料編

イ 知事管理河川

知事河川重要水防箇所が、次の20区間指定されている。

(県土整備部河川課)

番号	水系名	河川名	左右岸	場所	延長(m)	重要度	備考
1	紀の川	高橋川	左	県道橋(二見御幸辻停車場線橋)上流80m~上流380m	300	B	堤防高
2	紀の川	橋本川	左	松ヶ枝橋~JR鉄橋上流350m	450	要注意	新堤防
3	紀の川	橋本川	左	紀の川合流点~松ヶ枝橋	350	要注意	新堤防
4	紀の川	橋本川	右	東谷川合流点下流400m~東谷川合流点	400	要注意	堤防高
5	紀の川	橋本川	右	紀の川合流点~松ヶ枝橋	350	要注意	新堤防
6	紀の川	橋本川	右	松ヶ枝橋~JR鉄橋	100	要注意	新堤防
7	紀の川	市脇川	左	観音寺~観音寺上流30m	30	B	堤防高
8	紀の川	山田川	左	R24号~R24 上流470m	470	A	堤防高
9	紀の川	山田川	右	R24号~R24 上流470m	470	A	堤防高
10	紀の川	山田川	左	東谷橋~岩谷橋上流100m	300	B	堤防高
11	紀の川	山田川	右	東谷橋~岩谷橋上流100m	300	B	堤防高
12	紀の川	去年川	右	去年川大橋下流80m~去年川	80	B	水衝・洗堀
13	紀の川	吉原川	左	JR鉄橋~JR鉄橋上流100m	100	A	堤防高
14	紀の川	吉原川	右	JR鉄橋~JR鉄橋上流100m	100	A	堤防高
15	紀の川	田原川	右	田原橋上流150m~平和橋	350	A	堤防高
16	紀の川	田原川	左	田原橋上流150m~平和橋	350	A	堤防高
17	紀の川	大谷川	左	県管理界~学文路小学校東80mの橋	280	要注意	堤防高
18	紀の川	大谷川	右	県管理界~学文路小学校東80mの橋	280	要注意	堤防高
19	紀の川	雨天樋川	左	県管理界~悠久の杜 北西の橋	210	要注意	堤防高
20	紀の川	雨天樋川	右	県管理界~悠久の杜 北西の橋	210	要注意	堤防高

出典:「令和6年度和歌山県水防計画書」(和歌山県)

ウ 市管理河川

市管理河川重要水防箇所が、次の2区間指定されている。

河川名	地区名	流出河川	延長(m)	備考
橋谷川左右岸	橋本市橋谷(ログカフェイツ)【喫茶店】付近橋谷橋~上流50m)	橋本川	50	普通河川
大谷川	橋本市清水・南馬場(南海鉄橋[県管理界])から上流660m	紀の川	660	堤防高

出典:「令和6年度橋本市水防計画書」

エ 農業用ため池重要水防箇所

ため池の重要水防箇所が、次の177箇所に指定されている。

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
メクラ池	古佐田字尾垣内 362-1,-2
平池（妻）	妻字大林 348-1,-2
長池（妻）	妻字山添 227-1,-2
蓮池（妻）	妻字古大根 436-1
山谷池	原田字山ノ谷 535-1,-2
大林池	原田字山ノ谷 546-1,-2
中池	原田字峰ヶ芝 287
穂池	原田字長平 405
新池（原田）	原田字西平中山 345
新池（東家）	東家字樋之下奥 820-1,-2,-3,-4
小平池	東家字西畑 1092
新池（吉原）	吉原字初光田 367
溜池（市脇）	市脇字仁王谷 570-1,-2,571
新池（市脇）	市脇字仁王谷 565-1,-2
奥池（市脇）	市脇字奥山谷 662
三ヶ村池	市脇字奥山谷 652-1,-2
東善那池	市脇字東善那 711
新池（小原田）	小原田字中山 465
寺池（小原田）	小原田字薬師垣内 269-1
山下池	小原田字中山 490
小池（小原田）	小原田字中山 482-1,-2,-3,-4,-5
松森池	小原田字中山 454-1,-2
佃池	小原田字佃 527-1,-2,-3,-4
土山池	菖蒲谷字奥の谷 880-1
芦ヶ谷池	吉原字芦ヶ谷 1098
古池（菖蒲谷）	菖蒲谷字西畑 321
赤沢池	菖蒲谷字西畑 262-1,-2,-3
ヒシ池	菖蒲谷字西畑 280
牛谷上池	山田字牛谷 726
牛谷下池	山田字牛谷 719
長水池	山田字長水谷 365
長池（山田）	山田字中ノ谷 1354-1,1354-6
鈴木池	山田字中東平 1255
上池（山田）	山田字中尾 1333
留池	神野々字西竹鼻 476
新池（山田）	山田字国木岡 958-1,-2
金剛童子池	山田字平畑 1067
平三郎池	吉原字堀ノ内 523-1
新池（吉原）	吉原字上中村尾 1141-1,-2
蓮池（吉原）	吉原字堀ノ内 544
新田池	吉原字西川垣内 672-1
次郎池（村池）	吉原字初光田 372,373
古善池	吉原字中大芝 1287-1
小谷池	出塔字下惣毛 316
目舞谷池	出塔字西山 558
浦池（鳥坪池）	野字大谷 663-1,-2
仲田池	野字池奥 701-1,-2,-3

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
高尾池	紀ノ光台一丁目 2-1,-2
源蔵池	隅田町中島字塚穴 369-1
土井池	隅田町芋生字小島 345-1
岩倉池	隅田町山内字谷尻 1,2、山内字三本松 1650-1,-2、霜草字東山 556-1
陀羅谷池	隅田町真土字ダラ谷 350
姥谷池	隅田町真土字姥谷 75-1
北谷池	隅田町真土字北谷 138-3
赤阪池 2号	隅田町真土字赤阪 451
御姥谷池	あやの台二丁目 22-2
松ヶ谷池	隅田町平野字松ヶ谷 538-1,-2
私池	隅田町平野字細野谷 583
細野池	隅田町平野字細野谷 595-1,-2
畑田池	紀ノ光台三丁目 113
平端池（奥山池）	隅田町山内字山迫 2090
小田池	隅田町山内字天池 1579
大田池	隅田町山内字瀬ノ元 697
井上池	隅田町山内字井上垣内 582
八兵エ池	隅田町山内字平山 771
城場池	隅田町山内字尾崎 908
鶴池	隅田町山内字平山 762-1
釈迦池	隅田町山内字天池 1534-1,-2
堂ノ谷池（堂谷池）	紀ノ光台三丁目 106
大明池	紀ノ光台三丁目 112
横谷池	小峰台二丁目 13-14
枇杷谷池（びや谷池）	隅田町霜草字西山 889
つつじょう池	恋野字躑躅尾谷 800
円津庵池	恋野字瀬戸谷 2215-1,-2
本田池	恋野字中ノ坂 1246
神野池（久保利池）	恋野字久保利 2024-1,-2
尾崎池	恋野字尾崎 350-1,-2
村池（赤塚）	赤塚字栗林 587
中池（赤塚）	赤塚字栗林 592-1,-2
あいあい池	赤塚字栗林 599-1,-2
鍬詰西池	上田字鍬詰 793
鍬詰東池	中道字爲草尾 672
布施池（伏谷池）	上田字松原 641
似賀尾池	只野字入谷 177
長池（学文路）	学文路字有岡 1550-1,-2
弁天池	学文路字有岡 1531
大池（学文路）	学文路字幡天神 1238-1,-2
岩壺池	学文路字西小平 86-1,-2
土居池	学文路字水木谷 989-1,-2
牛河内池	南馬場字広良 521
宮谷池	南馬場字上垣内 765
風呂谷池（南馬場）	南馬場字里神 386-1,-3
平谷池	清水字平谷 1626、南馬場字水越 425-1,427-1,430-1,433-1
下土居池	南馬場字西立石 713-2、学文路字下土居 968-1,969-1

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
新池（神野々）	神野々字垣之内 316
中飯降池	神野々字下穴伏谷 86-1
畑田池	神野々字上穴伏谷 39
古池（柱本）	柱本字稲瀬 790
新田池	矢倉脇字西山 451
上平池	橋谷字大谷 510-14, 563-15、字上平 493-1
上平船井池	橋谷字上平 492-1, -2, -3, -4, -5
大池（橋谷）	橋谷字上ノ段 683-1, -2
毘沙門池	橋谷字上ノ段 698-1, -3
丸尾池	御幸辻字中尾垣内 408
八王子池	御幸辻字田中垣内 414, 415, 419, 427, 770-1, 782-12、御幸辻字 北山 783-3, -4
小西池	御幸辻字西ヶ平 659-1, -2
昭和池	胡麻生字向山 636, 671-1, 672-1、字中ノ尾 628-2、城山台一丁目 41-1, -2, -4
油屋池	胡麻生字中ノ尾 615-1, -2
新池（胡麻生）	胡麻生字宮ノ前 255-1, -2
新池（北馬場）	北馬場字峯ヶ芝 291-1, -2
上池（上の池）	北馬場字峯ヶ芝 336-1, -2, -3
下の池	北馬場字峯ヶ芝 338-1, -2
山本垣内池	紀見字鷲山 191-1
畑尾池	紀見字鷲山 178-1
柳谷池	紀見字柳谷 281-2
にぎり池	紀見字柳谷 316-1, -2
不動谷池	紀見字備中 344-1, -2
奥池（紀見）	城山台一丁目 28-19
三日月池	紀見字中垣内 253-1
新池（細川）	城山台四丁目 26-13
堂谷池	細川字堂垣内 150-1, -2
新宮池	細川字新宮 25-1, -2
中野池	細川字西垣内 93
西垣内池	細川字西垣内 70
吉工門池	紀見字椿原 530-1, -2
湯屋谷池	境原字湯屋谷東原 601-1, -2
里池（隅田町河瀬）	隅田町河瀬字奥白猪谷 648-1, -2
鳥部池	隅田町河瀬字墓之段 770
長池（隅田町河瀬）	隅田町河瀬字奥長平 1064
皿池（隅田町下兵庫）	隅田町下兵庫字小白猪谷 852-1, -2, -3
鍋池	隅田町下兵庫字小白猪谷 840
米山池	隅田町下兵庫字山副 797
大寺池（今池）	隅田町下兵庫字山ノ谷 1060
青池	隅田町中島字青池尻 971-1
花岡池	隅田町中島字桧ノ尾 981-1
野口池	隅田町中島字塚穴 363-1

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
ハバ池	南馬場字上野 740
隠れ谷池	清水字堂ノ壇 672
加賀根池	清水字西岩坂 607、字加賀根 941
西谷池	賢堂字西谷 353、清水字聖尾 988-1
妙見谷池	賢堂字妙見谷 364
宮谷池（堂ノ谷池）	賢堂字宮谷 549
風呂谷池（向副）	向副字風呂谷 562
倉谷池	向副字笠ヶ入道 674-1, -2, -3
蔵垣内池	向副字蔵垣内 218-1
中野池	向副字東垣内 335-1, -2
摺り込み池	向副字笠ヶ入道 682
塩谷池	横座字花房垣内 202
しゅうこ池	横座字瀬ノ奥 277-1, -3
赤尾池	吉原字平谷 965-1、字赤尾山 1599
小屋谷池	吉原字広谷 1101（不明）
須ヶ谷池	隅田町平野字西山 278-1, -2
立華寺池	高野口町田原字西谷 88
池ノ内上池	高野口町田原字池ノ内 807-4, 808-2, 811
池ノ内下池	高野口町田原字池ノ内 815
池谷池	高野口町九重字丸山 301
五味田池	高野口町上中字五味田 211
重三郎池	高野口町下中字前山 49
谷池（下中）	高野口町下中字前山 33
茂工門池	高野口町上中字赤阪 7
大広池	高野口町下中字前山 59
蓮池（下中）	高野口町下中字前山 38
堂の浦池	高野口町下中字森ノ本 179
瀬間池	高野口町嵯峨谷字瀬間 830
西新池	高野口町大野字西谷奥 1811
長十郎池	高野口町大野字西之谷口 1781-1
玉池	高野口町大野字東谷奥 1869
皿池（大野）	高野口町大野字東谷奥 1859-1
西浦池	高野口町伏原字上ノ段 175-1
野中池	高野口町伏原字池之内 878-1
新池（名倉）	高野口町名倉字焼尾 1507-1
引ノ池下池	高野口町応其字引ノ谷口 518-1, -2
引ノ池上池	高野口町応其字引ノ谷口 527-2, -4, -5
空池	高野口町名倉字焼尾 1505
下ノ池	高野口町名倉字田原谷上ノ切 1355
小林池	妻字古大根 417-1
ハス池	葛蒲谷字田之尻 156-1

(2) 水防資機材備蓄状況

(消防本部警防課)

保管場所	袋(枚)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	照明器(台)	備考
橋本消防署	584		623	5	23	10	土のう(砂入り) 200 サルベージシート 80枚
橋本北消防署	649	鉄杭 6	95	2	3		土のう(砂入り) 215 サルベージシート 28枚
旧学文路 防災センター	2,000	200		2	5		土のう(砂入り) 500
旧吉原 防災センター	2,000	200		2	5		土のう(砂入り) 400
山内 防災センター	2,000	200		2	5		土のう(砂入り) 450
大野水防倉庫							水防ポンプ式 (4基)
高野口 水防倉庫	200	鉄杭 20		3	4		土のう(砂入り) 300 サルベージシート 50枚
東家体育館 備蓄倉庫	8,000	木杭 68		11	127		土のう(砂入り) 784 サルベージシート 196枚
あやの台 防災倉庫西	2,000 840 (吸水)				8		サルベージシート 285枚(サイズ各 種)
合計	18,273	694	718	27	180	10	土のう(砂入り) 2,849 サルベージシート 639枚

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
緊急対策計画

第4編 風水害
対策計画
緊急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

5 土砂災害関係

(1) 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

令和6年4月1日現在

	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
	警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域
橋本市内 指定区域数	780	750	157	147	34	0	971	897

(2) 山地災害危険地区

山地災害危険地区一覧表(山腹崩壊危険地区)

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-0001	吉原	橋本市吉原櫛原山	2.86
203-0002	山田	橋本市山田右別当	2.75
203-0003	山田	橋本市山田	6.11
203-0004	山田	橋本市山田	12.32
203-0006	矢倉脇	橋本市矢倉脇伊関	4.28
203-0008	矢倉脇	橋本市矢倉脇西山	0.83
203-0009	矢倉脇	橋本市矢倉脇矢倉脇	2.48
203-0012	柱本	橋本市柱本鳶ヶ尾	0.44
203-0013	柱本	橋本市柱本上ノ平	0.96
203-0014	柱本	橋本市柱本沓掛	0.81
203-0015	柱本	橋本市柱本杉ノ森	2.91
203-0016	柱本	橋本市柱本野々垣内	1.66
203-0042	境原	橋本市境原葛城山	1.29
203-0043	境原	橋本市境原横手垣内	0.36
203-0044	境原	橋本市境原横手垣内	1.42
203-0045	境原	橋本市境原湯屋谷	1.8
203-0046	境原	橋本市境原横手垣内	2.19
203-0047	境原	橋本市境原湯屋谷西原	3.17
203-0048	杉尾	橋本市杉尾奥山	13.16
203-0049	杉尾	橋本市杉尾奥山	1.83
203-0050	杉尾	橋本市杉尾登利尾	0.66
203-0051	杉尾	橋本市杉尾餅尾原	0.47
203-0052	杉尾	橋本市杉尾餅尾原	0.51
203-0053	杉尾	橋本市杉尾堂本	3.14
203-0054	杉尾	橋本市杉尾堂本	4.64
203-0056	杉尾	橋本市杉尾四本松	3.23
203-0057	杉尾	橋本市杉尾堂本	5.67
203-0058	境原	橋本市境原柏谷	2.78
203-0059	境原	橋本市境原横手垣内	1.56
203-0060	境原	橋本市境原横手垣内	1.81
203-0073	須河	橋本市須河朽谷	4.06
203-0074	須河	橋本市須河平木尾	1.27
203-0075	彦谷	橋本市彦谷	1.79
203-0077	彦谷	橋本市彦谷下滝谷	2.46
203-0078	彦谷	橋本市彦谷下滝谷	4.43
203-0079	彦谷	橋本市彦谷猪ノ上	1.43
203-0080	彦谷	橋本市彦谷猪ノ上	3.91

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-0081	谷奥深	橋本市谷奥深張尾峯	2.86
203-0082	谷奥深	橋本市谷奥深若子淵	0.55
203-0083	北宿	橋本市北宿	0.95
203-0084	北宿	橋本市北宿下滝谷道ノ下	2.93
203-0085	南宿	橋本市南宿森脇	1.22
203-0086	南宿	橋本市南宿西ノ迫	11.82
203-1002	谷奥深	橋本市谷奥深	4.76
203-1003	高野口町	橋本市高野口町田原	0.43
203-1005	北宿	橋本市北宿	3.99
203-1006	境原	橋本市境原	0.38
203-5002	境原	橋本市境原	1.53
203-5004	谷奥深	橋本市谷奥深	1.47
203-5005	柱本	橋本市柱本	0.14
203-5006	杉尾	橋本市杉尾	0.34
203-5014	柱本	橋本市柱本	1.64
203-5015	柱本	橋本市柱本	0.33
203-5016	高野口町	橋本市高野口町名倉	0.37
203-5017	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷 字 水ノ元	0.9
342-0001	高野口町	橋本市高野口町竹尾	0.95
342-0002	高野口町	橋本市高野口町竹尾	1.81
342-0003	高野口町	橋本市高野口町竹尾	4.55
342-0004	高野口町	橋本市高野口町竹尾	0.98
342-0005	高野口町	橋本市高野口町竹尾	1.11
342-0006	高野口町	橋本市高野口町竹尾	2.7
342-0008	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	0.9
342-0009	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	5.77
342-0010	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	1.23
342-0011	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	1.5
342-0012	高野口町	橋本市高野口町九重	4.4
342-0013	高野口町	橋本市高野口町九重	2.41
342-0014	高野口町	橋本市高野口町九重	4.06
342-0015	高野口町	橋本市高野口町九重	5.56
342-0016	高野口町	橋本市高野口町九重	3.5

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震災害

第4編
風水害
応急対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出危険地区）

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-0001	吉原	橋本市吉原	35.83
203-0002	山田	橋本市山田矢持谷	52.48
203-0003	山田	橋本市山田三ツ石	1.99
203-0004	山田	橋本市山田	12.12
203-0005	山田	橋本市山田	16.34
203-0006	山田	橋本市山田	7.18
203-0007	山田	橋本市山田	7.81
203-0008	山田	橋本市山田	6.28
203-0009	山田	橋本市山田	5.97
203-0010	矢倉脇	橋本市矢倉脇横尾中殿	143.74
203-0011	柱本	橋本市柱本西広	2.05
203-0012	光陽台	橋本市柱本光陽台	2.61
203-0013	柱本	橋本市柱本杓掛	1.61
203-0014	柱本	橋本市柱本上の平	13.01
203-0019	橋谷	橋本市橋谷	42.21
203-0021	菖蒲谷	橋本市菖蒲谷	23.12
203-0022	山田	橋本市山田	13.05
203-0023	山田	橋本市山田右別当	5.16
203-0024	山田	橋本市山田右別当	39.41
203-0030	杉尾	橋本市杉尾奥山	5.9
203-0031	杉尾	橋本市杉尾登利尾	7.95
203-0032	杉尾	橋本市杉尾登利尾	14.14
203-0033	杉尾	橋本市杉尾四本松	5.54
203-0034	杉尾	橋本市杉尾四本松	8.17
203-0035	杉尾	橋本市杉尾餅尾原	7.82
203-0036	杉尾	橋本市杉尾堂本	5.88
203-0037	杉尾	橋本市杉尾四本松	4.07
203-0038	境原	橋本市境原竹の平	19.76
203-0040	隅田町	橋本市隅田町山内	2.71
203-0041	隅田町	橋本市隅田町山内	22.3
203-0043	境原	橋本市境原	4.61
203-0044	境原	橋本市境原大橋	2.15
203-0045	境原	橋本市境原大橋	10.88
203-0046	境原	橋本市境原長畑垣内	2.04
203-0049	南馬場	橋本市南馬場上垣内	75.21
203-0061	須河	橋本市須河尾鼻	37.1
203-0062	谷奥深	橋本市谷奥深張尾峯	21.36
203-0063	矢倉脇	橋本市矢倉脇横尾中殿	309.73

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-1001	吉原	橋本市吉原	41.27
203-1002	山田	橋本市山田	5.72
203-1003	山田	橋本市山田	14.39
203-1004	山田	橋本市山田	32.99
203-1005	山田	橋本市山田	1.58
203-1006	山田	橋本市山田	122.78
203-1007	橋谷	橋本市橋谷	62.02
203-1008	境原	橋本市境原	0.48
203-1009	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	83.33
203-1010	高野口町	橋本市高野口町上中	23.16
203-1011	北宿	橋本市北宿	1.94
203-1012	高野口町	橋本市高野口町竹尾	0.5
203-5003	須河	橋本市須河	28.22
203-5004	須河	橋本市須河	6.86
203-5007	谷奥深	橋本市谷奥深	63.18
203-5009	谷奥深	橋本市谷奥深	45.72
203-5010	谷奥深	橋本市谷奥深	11.9
203-5012	彦谷	橋本市彦谷	33.37
203-5014	横座	橋本市横座	3.06
203-5016	西畑	橋本市西畑	172.52
203-8012	橋谷	橋本市橋谷	11.87
203-8013	恋野	橋本市恋野	21.03
203-8014	山田	橋本市山田	23.37
203-8015	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷宮ノ前	1.5
342-0001	高野口町	橋本市高野口町竹尾楓・木田和	34.23
342-0002	高野口町	橋本市高野口町竹尾中尾	28.61
342-0003	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷奥の谷	27.69
342-0004	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷神子峠	5.3
342-0005	高野口町	橋本市高野口町九重麓ノ田和	37.99
342-0006	高野口町	橋本市高野口町九重栗木山彦	27.74
342-0007	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷中山	23.61
342-0008	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	52.39

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

6 地震関係

(1) 地震に関する情報の内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{*1} 。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

第1編 総則

計画 第2編 災害予防

応急対策計画 第3編 地震災害

対策計画 第4編 風水害応急

計画・復興計画 第5編 災害復旧

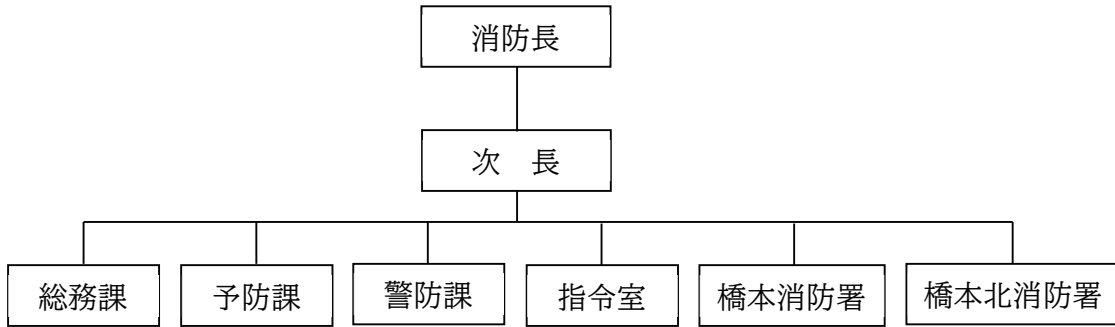
地震防災対策推進計画 第6編 南海トラフ

資料編

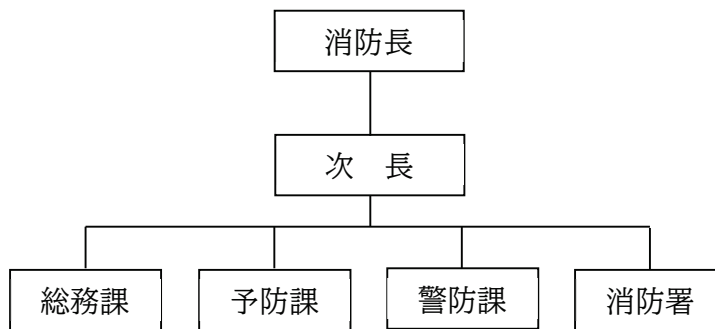
7 消防・医療・遺体処理関係

(1) 消防本部組織

【消防本部】



【伊都消防組合消防本部】



【消防団】



第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

(2) 消防車両保有状況

ア 消防本部消防用車両等の現況 (令和7年6月末日現在)

車両区分	台数(台)	備考
はしご車	1	35m級1台
救助工作車	1	
ポンプ車(水槽付き含む)	4	ポンプ1、2、3号、タンク車
救急車(高規格含む)	4	救急車1、2、3号、5号(軽)
非常用救急車	1	
査察・広報車	3	査察広報車(橋本)、広報車(北)、指揮車
特殊車等	4	指令車、人員輸送車、資機材搬送車、ミニローリー
その他の車両	2	防火号、軽四積載車

イ 消防団消防用車両等の現況

分団名	ポンプ車(台)	普通積載車(台)	軽積載車(台)	小型ポンプ(台)
橋本第1分団	0	2	2	0
橋本第2分団	0	1	0	0
橋本第3分団	1	1	2	0
橋本第4分団	1	3	2	0
橋本第5分団	1	2	3	0
橋本第6分団	1	1	3	0
橋本第7分団	1	1	3	0
高野口第1分団	2	2	0	0
高野口第2分団	4	2	0	0
高野口第3分団	0	3	4	0
合計	11	18	19	0
高野口本部	指令車1台、広報車1台			

(3) 特殊消防用資機材保有状況

器具名	数量	器具名	数量	器具名	数量
耐熱服	2	大型油圧切断機	1	チェーンソー	7
化学防護服	8	エアソー	1	可搬ウインチ	4
可燃性ガス測定器	2	エンジンカッター	4	放射線測定器	2
削岩機	2	マット型空気ジャッキ (大中小:3枚)	1式	大型油圧スプレッダー	1
高発泡管筒	10	空気呼吸器	27	マンホール救助器具	2
背負い式消火水のう (ジェットシューター)	10	救命索発射銃	1	救命ボート	2

(4) 消防水利

消防団区分	区分		防火水槽		
	地上式	地下式	100トン級	40トン級	20トン級
橋本第1分団	0	379	2	39	6
橋本第2分団	0	52	0	12	0
橋本第3分団	0	220	0	37	6
橋本第4分団	0	560	2	77	9
橋本第5分団	0	389	2	55	14
橋本第6分団	0	85	0	11	8
橋本第7分団	0	168	0	27	3
高野口第1分団	1	228	1	30	2
高野口第2分団	0	366	0	48	4
高野口第3分団	0	76	0	18	14
合計	1	2,523	7	354	66

※20トン未満の防火水槽除く

(5) 医療関係調達先（血液調達先）

名称	所在地	電話番号
和歌山県赤十字血液センター	和歌山市和佐関戸 118 番 5	073-499-7724
和歌山県赤十字血液センター 紀南出張所	西牟婁郡上富田町生馬 674-18	0739-33-9924

(6) 救急告示医療機関

名称	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	小峰台 2-8-1	37-1200	300
医療法人南労会 紀和病院	岸上 18-1	33-5000	299
社会医療法人博寿会 山本病院	東家 6-7-26	32-8899	84

8 ごみ・し尿処理等関係

(1) し尿、ごみ処理施設

し尿、ごみ処理施設一覧表

施設名	種別	処理能力	所在地	電話番号
橋本環境管理センター	し尿処理場	150 キロリットル/1日	学文路 172	32-0028
橋本周辺広域ごみ処理場 エコライフ紀北	焼却場	50.5 t / 24h x 2炉	高野口町大野 1827-28	42-5300
	リサイクル施設	46.4t / 5h		
橋本市一般廃棄物処理場	最終処分場	141,650 m ³	彦谷 752-7	33-1208

(2) ごみ処理収集車

ごみ運搬収集車一覧表

所有者	車種	台数	収集運搬能力	電話番号
環境美化 センター	パッカー車	2	2 t	33-1243
	ダンプ	1	2 t	
	軽四ダンプ	3	350kg	
	トラック (ロング)	3	2 t	
	トラック (ショート)	1	2 t	

(3) 橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧

業者名	所在地	連絡先
新生環境株式会社	橋本市野 147 番地	0736-26-4190
田中衛生株式会社	高野口町名古屋 497-8	0736-42-5032
中本環境株式会社	橋本市岸上 359	0736-32-0152
有限会社パッキーズ	橋本市東家 5 丁目 5 番 15 号	0736-39-1233
株式会社パッキーズ吉岡	橋本市東家 1 丁目 7 番 6 号	0736-33-8778
深野衛生社	高野口町大野 565-34	0736-42-3952
八光海運株式会社	大阪府河内郡河南町大字一須賀 453 番地の 1	0721-93-2222

(4) 橋本市一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬許可業者一覧

業者名	所在地	連絡先
株式会社紀州環境サービス	橋本市岸上 454-1	0736-32-9352
有限会社紀北興業	高野口町伏原 1171 番地の 2	0736-42-3256
株式会社イヌイエコシステム	橋本市神野々 40 番地の 3	0736-39-7002
株式会社田中組	橋本市吉原 85-6	0736-34-0066
紀和産業協業組合	橋本市隅田町中島 1058-60	0736-37-0714

(5) 橋本市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧

業者名	所在地	連絡先
大栄環境株式会社	大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	0736-73-7756
株式会社福西工務店	橋本市恋野182番地	0736-33-0867
株式会社丸山組	橋本市岸上137-1	0736-34-1189
株式会社岸化学	大阪府松原市河合六丁目163番地1	0723-30-8133

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

9 道路・輸送関係

(1) 緊急輸送道路

ア 第一次緊急輸送道路〔協議会で策定された路線のうち橋本市に関わる路線〕

- ・京奈和自動車道
- ・国道24号
- ・国道370号
- ・国道371号
- ・市道御幸辻小原田幹線
- ・市道原田小峰台線
- ・市道原田幹線
- ・市道慶賀野垂井線
- ・市道境原霜草1号幹線
- ・市道小峰台31号線
- ・市道原田運動公園線

イ 第二次緊急輸送道路〔協議会で策定された路線のうち橋本市に関わる路線〕

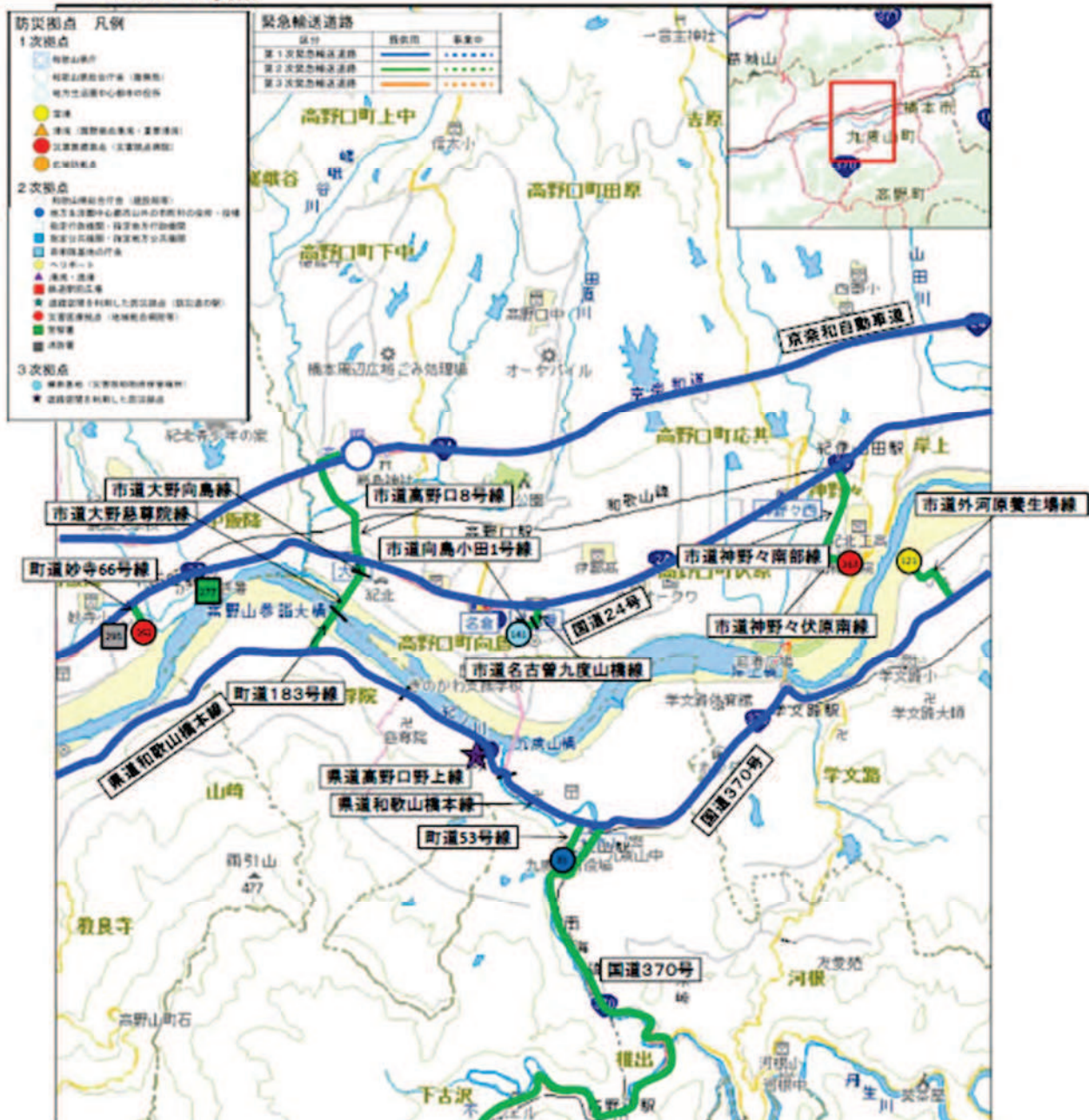
- ・国道370号
- ・県道橋本五條線
- ・市道高野口8号線
- ・市道大野向島線
- ・市道大野慈尊院線
- ・市道名古屋九度山橋線
- ・市道向島小田1号線
- ・市道神野々南部線
- ・市道神野々伏原南線
- ・市道外河原養生場線
- ・市道橋本駅前幹線
- ・市道慶賀野垂井線

※和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（令和7年3月策定）

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年3月）伊都振興局管内図抜粋

伊都④

* R7.3.31時点



(2) 本部公用車

令和7年7月現在

種別	管理部署	電話番号	台数(台)	備考
軽トラック	総務課	33-3720	6	
軽箱バン	総務課	33-3720	14	電気自動車2台を含む
軽乗用車	総務課	33-3720	1	
普通乗用車	総務課	33-3720	5	電気自動車1台、リース車2台を含む
ワゴン車	総務課	33-3720	4	
トラック	総務課	33-3720	4	
マイクロバス	総務課	33-3720	1	
軽箱バン	福祉課	33-3708	5	
普通乗用車	福祉課	33-3708	1	

(3) 都市計画道路

橋本都市計画道路

令和6年3月31日現在

路線名	計画決定				改良済 延長 (m)	概成済 延長 (m)
	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)		
京奈和自動車道 橋本道路	隅田町真土字 大尾	吉原字平谷	8,480	22	0	8,480
神野々真土線	神野々字柳下	隅田町真土字 戸立	8,360	15	1,145	6,540
橋本駅前線	古佐田1丁目	橋本2丁目	120	16	0	0
東家西御門線	東家393	市脇5-3-8	540	11	540	0
長野橋本線	東家4丁目	東家3丁目	850	12	241	0
駅前東線	古佐田2-89	古佐田2-28-1	242	12	242	0
原田線	古佐田33-2	原田472	1,012	8	1,012	0
駅前寺脇線	古佐田2丁目	東家4丁目	380	12	75	305
三石台垂井線	橋谷字竹ノ羽場	隅田町垂井字東 鳥井	6,640	20	6,640	0
古佐田橋本線	古佐田1丁目	橋本1丁目	260	12	260	0
東家慶賀野線	東家字東畑	慶賀野字上ノ平	4,100	12	190	3,860
橋本向副線	橋本1丁目	向副	430	14	360	70
小峰台垂井線	小峰台2丁目	隅田町垂井字 笹ヶ谷	5,780	16	2,764	0
橋本バイパス線	清水字石井	柱本字沓掛	7,580	25	7,580	0
霜草南北線	隅田町霜草字 堂ノ浦	隅田町霜草字 高尾	1,660	16	1,660	0
山内垂井線	隅田町真土字 菖蒲	あやの台1丁目	1,600	16 ~20	1,261	0
山内真土線	隅田町山内字 菖蒲	隅田町垂井字 死手谷	980	16	980	0
吉原神野々線	吉原字大平	神野々字 竹ノ垣内	1,450	14	910	0
計18路線	—	—	50,494	—	25,880	19,255

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

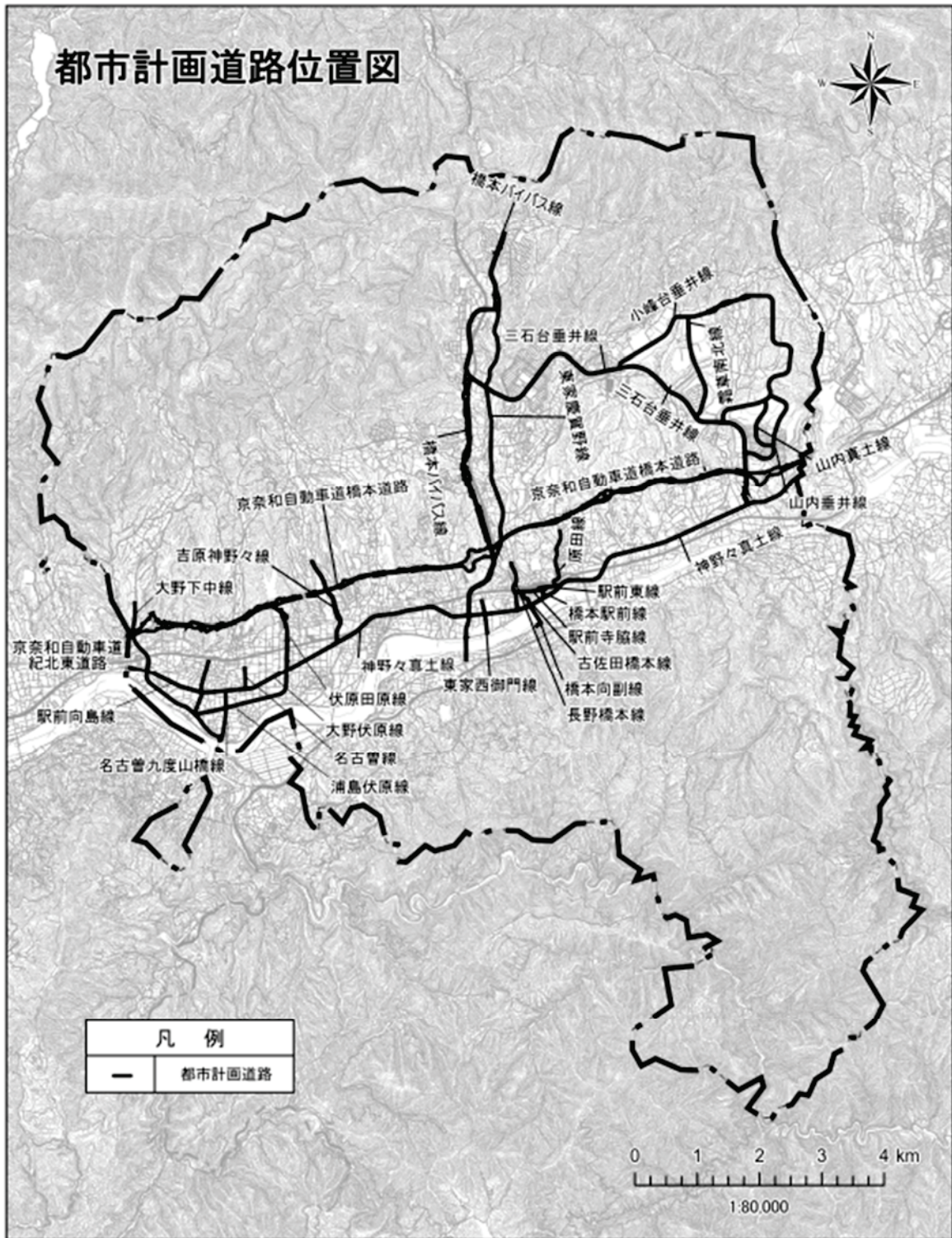
資料編

高野口都市計画道路

路線名	計画決定				改良済延長(m)	概成済延長(m)
	起点	終点	延長(m)	幅員(m)		
京奈和自動車道橋本道路	高野口町応其字庵寺峯	高野口町大野字平山口	2,820	22	0	2,820
京奈和自動車道紀北東道路	高野口町大野字平山口	高野口町大野字西ノ戸	140	21	0	140
大野伏原線	高野口町大野字南西之島	高野口町伏原字大門	3,350	15	0	2,900
浦島伏原線	高野口町大野265地先	高野口町伏原129-15地先	2,910	12	2,910	0
大野下中線	高野口町大野字下島田	高野口町大野字平山鎮守壇	1,200	12	1,200	0
駅前向島線	高野口町名倉字城跡	高野口町向島	1,519	11	1,519	0
伏原田原線	高野口町伏原字荒内	高野口町田原字大下	1,187	12	1,187	0
名古屋線	高野口町名古屋680-1地先	高野口町名古屋718-3地先	403	12	0	0
名古屋九度山橋線	高野口町名古屋字丹生下	高野口町小田字柳	810	9	810	0
計9路線	—	—	14,309	—	7,626	5,887

(4) 幹線道路

高速道路	京奈和自動車道
国道	国道24号
	国道371号
	国道370号
県道	山内恋野線
	二見御幸辻停車場線
	隅田停車場線
	橋本停車場線
	紀見峠停車場線
	山田御幸辻停車場線
	山田岸上線九重名倉線
	高野口停車場線
	高野橋本線
	橋本五條線



第1編 総則

第2編 災害予防

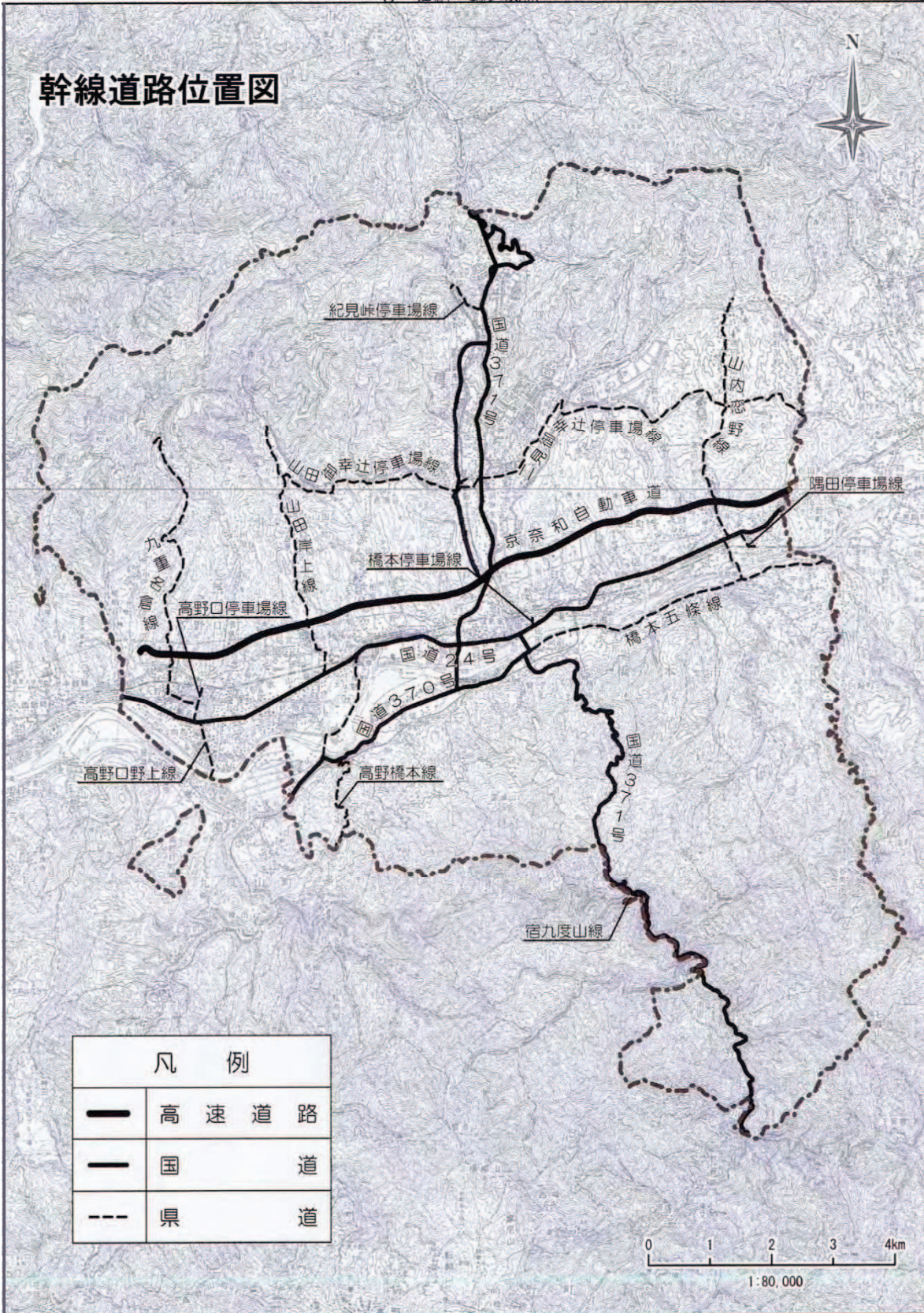
第3編 地震災害
緊急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

(5) 幹線道路



10 施設関係

(1) 公園緑地

令和7年3月末現在

No.	種別	公園名	計画決定面積(ha)	供用面積 (ha)
1	街区	岸上1号公園	0.18	0.17
2	街区	原田公園	0.32	0.32
3	街区	駅前公園	0.06	0.06
4	街区	野公園	0.17	0.17
5	街区	城山台1号公園	0.25	0.26
6	街区	城山台2号公園	0.26	0.26
7	街区	城山台3号公園	0.24	0.25
8	街区	城山台4号公園	0.38	0.39
9	街区	城山台5号公園	0.17	0.17
10	街区	城山台6号公園	0.39	0.40
11	街区	城山台7号公園	0.07	0.13
12	街区	三石台1号公園	0.63	0.63
13	街区	三石台2号公園	0.15	0.15
14	街区	三石台3号公園	0.13	0.14
15	街区	三石台4号公園	0.19	0.19
16	街区	三石台5号公園	0.21	0.21
17	街区	三石台6号公園	0.12	0.12
18	街区	紀見ヶ丘1号公園	0.30	0.30
19	街区	紀見ヶ丘2号公園	0.46	0.46
20	街区	紀見ヶ丘3号公園	1.01	0.99
21	街区	小峰台1号公園	1.25	1.25
22	街区	小峰台2号公園		0.24
23	街区	小峰台1号小広場		0.03
24	街区	小峰台2号小広場		0.02
25	街区	あやの台1号公園	0.47	0.47
26	街区	あやの台2号公園	0.37	0.37
27	街区	あやの台3号公園	0.26	0.43
28	街区	あやの台9号公園		0.40
29	街区	柿の木坂東公園		0.06
30	街区	柿の木坂中公園		0.19
31	街区	柿の木坂西公園		0.24
32	街区	光陽台どんぐり公園		0.30
33	街区	しらさぎ台小広場		0.05
34	街区	さつき台東公園		0.20
35	街区	さつき台南公園		0.23
36	街区	みゆき台東公園		0.20
37	街区	みゆき台中公園		0.22
38	街区	みゆき台西公園		0.17
39	街区	名古屋児童公園	0.30	0.31
40	街区	伏原児童公園	0.22	0.22
41	街区	紀ノ光台中公園		0.25
42	街区	隅田A4号公園	廃止	

第1編 総則

計画 第2編 災害予防

応急対策計画 第3編 地震災害

対策計画 第4編 風水害応急

計画・復興計画 第5編 災害復旧

地震防災対策推進計画 第6編 南海トラフ

資料編

No.	種別	公園名	計画決定面積(ha)	供用面積 (ha)
43	街区	隅田A 5号公園	廃止	
44	街区	隅田A 6号公園	廃止	
45	街区	隅田A 7号公園	廃止	
46	街区	隅田A 8号公園	廃止	
	計(街区公園)	供用済 41箇所	8.56	11.62
47	近隣	丸山公園	1.6	1.52
48	近隣	城山台中央公園	2.0	2.00
49	近隣	三石台中央公園	2.0	2.00
50	近隣	紀ノ光台南公園	1.6	1.36
51	近隣	あやの台中央公園	2.0	2.03
52	近隣	住吉運動公園	3.1	2.85
53	近隣	隅田1号公園	2.4	
54	近隣	隅田A北公園	廃止	
	計(近隣公園)	供用済 6箇所	14.7	11.75
55	地区	高野口公園	3.3	3.26
	計(地区公園)	供用済 1箇所	3.3	3.26
56	総合	杉村公園	12.7	12.74
	計(総合公園)	供用済 1箇所	12.7	12.74
57	運動	橋本市運動公園	34.0	28.30
	計(運動公園)	供用済 1箇所	34.0	28.30
58	都緑	向副緑地	2.7	3.64
59	都緑	神野々緑地	3.7	5.29
60	都緑	あやの台緑地	1.4	1.49
61	都緑	南馬場緑地広場		8.36
62	都緑	紀の川高野口第1緑地	3.8	3.80
63	都緑	若もの広場	3.0	2.98
	計(都市緑地)	供用済 6箇所	14.6	25.56
64	墓園	橋本市墓園	9.6	9.60
	計(墓園)	供用済 1箇所	9.6	9.60

(2) 学校教育・保育施設

学校教育・保育施設一覧表

No.	学校・園	所在地	電話番号
1	紀見小学校	柿の木坂 25-1	32-1522
2	柱本小学校	紀見ヶ丘 2-20-1	37-2811
3	境原小学校	小峰台 1-25-1	37-0808
4	橋本小学校	市脇 5-3-8	32-0059
5	学文路小学校	学文路 900	32-0079
6	清水小学校	清水 2014	32-0307
7	隅田小学校	隅田町垂井 20	32-0714
8	恋野小学校	赤塚 129-1	32-1355
9	西部小学校	柏原 554	33-0472
10	城山小学校	城山台 2-10-2	37-2055

No.	学校・園	所在地	電話番号
11	三石小学校	三石台 2-1-1	37-3822
12	高野口小学校	高野口町名倉 226	42-2061
13	応其小学校	高野口町名古屋 19-1	42-2067
14	あやの台小学校	あやの台 2-17	37-4001
15	きのくに子どもの村小学校	彦谷 51	33-3370
16	橋本中央中学校	市脇 5-3-8	32-0101
17	隅田中学校	隅田町芋生 243-1	32-0729
18	紀見東中学校	城山台 1-39-2	37-0500
19	紀見北中学校	三石台 3-19-1	37-5060
20	高野口中学校	高野口町名古屋 1322-10	42-5555
21	古佐田丘中学校	古佐田 4-10-1	32-0049
22	初芝橋本中学校	小峰台 2-6-1	37-5600
23	きのくに子どもの村中学校	彦谷 51	33-3370
24	橋本高等学校	古佐田 4-10-1	32-0049
25	紀北工業高等学校	神野々 809	32-1240
26	伊都中央高等学校	高野口町名古屋 558	42-2056
27	きのかわ支援学校	高野口町向島 101-3	42-0415
28	初芝橋本高等学校	小峰台 2-6-1	37-5600
29	きのくに国際高等専修学校	彦谷 51	33-3370
30	三石保育園	三石台 3-22-5	36-2220
31	輝きの森学園	城山台 1-17-4	36-5055
32	あやの台保育園	あやの台 2-30-2	34-7870
33	香久の実保育園	高野口町名古屋 849	43-1015
34	みついしこども園	三石台 2-1-3	37-2236
35	あやの台幼稚園	あやの台 2-30-1	34-7860
36	高野口こども園	高野口町向島 166	43-1302
37	すみだこども園	隅田町上兵庫 267	33-1121
38	橋本こども園	東家 2-1-23	33-7070
39	応其こども園	高野口町応其 232-1	44-3322
40	たんぽぽ園	柱本 66-1	20-6515
41	つくしんぼ園	高野口町大野 74-1	42-0100
42	橋本さつき保育園	さつき台 2-476-5	39-1230
43	学文路さつきこども園	清水 388-1	26-8666
44	山田さつきこども園	柏原 372-1	26-8233
45	紀見さつきこども園	紀見ヶ丘 1-18-1	37-2209

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
緊急対策計画第4編 風水害
緊急対策計画第5編 災害復旧
計画・復興計画第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

(3) 医療・福祉施設

医療機関一覧表

No.	医療施設名	所在地	電話番号
1	小西内科医院	隅田町芋生 37-4	32-9035
2	梅本診療所	隅田町河瀬 352	33-0477
3	くらぶち眼科	隅田町下兵庫 61-2	34-2020
4	北脇医院	隅田町垂井 7	32-0709
5	田中診療所	隅田町中下 1	32-1103
6	橋本市民病院	小峰台 2-8-1	37-1200
7	きみが丘クリニック	紀見ヶ丘 3-2-4	36-1403
8	ナサコ内科	光陽台 1-5-1	38-2115
9	田倉皮膚科クリニック	光陽台 1-5-22	36-1500
10	みなみ胃腸肛門科、外科	しらさぎ台 2-12	38-3737
11	しらさぎ台クリニック 山内耳鼻咽喉科	しらさぎ台 12-13	26-4151
12	藤堂診療所	城山台 2-12-6	37-3303
13	横田整形外科	城山台 2-43-4	36-3006
14	吉川こどもクリニック	城山台 2-45-3	38-2170
15	曾和医院	御幸辻 218-3	33-3003
16	奥野クリニック	御幸辻 148-1	34-0010
17	ひぶせ耳鼻咽喉科	三石台 1-3-1	37-1133
18	おおはぎ内科	三石台 3-23-6	38-2570
19	おおはぎ眼科	三石台 3-23-7	38-2575
20	林耳鼻咽喉科	市脇 1-1-2	33-2955
21	訪問クリニック中塚	市脇 1-2-1	34-0466
22	岡田整形外科	市脇 1-45-2	32-8080
23	紀北クリニック	市脇 3-6-9	33-0782
24	南クリニック胃腸・肛門科	市脇 4-7-6	34-0171
25	トメモリ眼科・形成外科	市脇 5-4-23	32-9358
26	平林医院	古佐田 1-5-13	32-0338
27	稲垣医院	東家 1-2-22	33-1011
28	いこまレディースクリニック	東家 1-2-25	39-8080
29	森本胃腸肛門科	東家 1-2-25	33-0051
30	谷内クリニック	東家 4-2-4	39-3339
31	松園胃腸科・内科	東家 4-12-6	39-3933
32	奥村マタニティクリニック	東家 4-18-13	32-0072
33	奥村レディースクリニック	東家 4-17-13	32-8511
34	山本病院	東家 6-7-26	32-8899
35	火伏医院	橋本 1-4-10	32-0975
36	小林医院	橋本 2-2-16	32-0159
37	豊澤医院	橋本 2-4-14	32-0127
38	紀和病院	岸上 18-1	33-5000
39	みどりクリニック	岸上 22-1	34-2811
40	なかいクリニック	神野々382	33-1638
41	小林医院	神野々385-2	32-0846
42	紀和クリニック	岸上 23-1	34-1255
43	辻本クリニック	高野口町大野 235-1	42-2528
44	栗山クリニック	高野口町小田 653-2	43-0310
45	松岡医院	高野口町名倉 186-1	42-2117
46	前田内科	高野口町名倉 282	42-2976

第1編 総則

第2編 災害予防
計画第3編 地震災害
応急対策計画第4編 風水害
応急対策計画第5編 災害復旧
計画・復興計画第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

No.	医療施設名	所在地	電話番号
47	玉井医院	高野口町名倉 641	42-2638
48	阪上医院	高野口町名古屋 1038-2	42-0300
49	森下クリニック	高野口町向島 42-13	44-1666
50	虎谷内科小児科医院	高野口町向島 177	42-2802
51	狩谷産婦人科	高野口町向島 183-1	42-2459
52	河原整形外科	高野口町名古屋 283-1	42-5757
53	ハギノ眼科クリニック	高野口町名古屋 700-3	44-2120
54	植阪クリニック	高野口町伏原 144-2	43-0100
55	たきわき皮フ科クリニック	高野口町伏原 188-1	42-0210
56	伊藤クリニック	高野口町伏原 1011	43-1133
57	小林診療所	学文路 705	32-0469
58	岡本クリニック	清水 512-7	39-0039
59	こころの郷クリニック	高野口町名古屋 918-1	42-5858
60	水口内科クリニック	高野口町応其 36	43-0719

歯科診療所一覧表

No.	医療施設名	所在地	電話番号
1	おかだ歯科クリニック	市脇 1-46-3	39-7171
2	海堀歯科医院	古佐田 2-3-8	32-3790
3	こじま歯科医院	古佐田 1-1000	32-1373
4	後藤歯科	市脇 4-3-27	32-0547
5	多田歯科医院	古佐田 1-6-10	32-0362
6	とよざわ歯科クリニック	橋本 2-1508	33-1800
7	ほりはた歯科医院	市脇 1-1-24	32-0011
8	村上歯科医院	東家 4-14-8	32-0230
9	森田歯科医院	小原田 68	39-2202
10	小柳歯科クリニック	岸上 563-1	33-0866
11	いわかみ歯科医院	隅田町下兵庫 626-3	32-6640
12	落合デンタルオフィス	隅田町河瀬 789-1	39-1166
13	木田歯科医院	あやの台 1-44-3	26-7333
14	隅田歯科医院	隅田町垂井 73-1	32-0845
15	つちだ歯科医院	隅田町垂井 55-2	32-2331
16	下田歯科クリニック	清水 159-6	33-2557
17	はたの歯科クリニック	学文路 221	26-7266
18	海堀歯科医院	学文路 418	32-0466
19	岩上歯科	御幸辻 306-3	33-1597
20	おかもと歯科クリニック	小峰台 1-33-10	20-1470
21	加藤歯科医院	三石台 1-3-11	37-5785
22	ひまわり歯科医院	小峰台 2-12-49	34-8241
23	堀切歯科診療所	御幸辻 251-2	33-2310
24	森歯科医院	慶賀野 280-1	37-4618
25	石川歯科医院	高野口町伏原 174-1	43-2843
26	喜多歯科医院	高野口町名古屋 804-2	42-0451
27	辻歯科医院	高野口町名古屋 12	43-2481
28	辻本歯科クリニック	高野口町大野 235-1	42-0556
29	守内歯科医院	高野口町名倉 6	42-2214
30	吉川歯科医院	高野口町名古屋 1020	42-2464

薬局一覧表

No.	医療施設名	所在地	電話番号
1	大竹薬局	高野口町名倉 200-2	42-4193
2	ヨシダ薬局	胡麻生 358-4	37-1269
3	橋本うめ薬局	小峰台 2 丁目 12 番 40 号	34-8807
4	紀北薬局おみね店	小峰台 2 丁目 12-39	34-7270
5	伊都薬局小峰台	小峰台 2 丁目 12-43	36-5850
6	玉清丹調剤薬局	小峰台二丁目 12 番 41	37-1168
7	調剤薬局ショウワしらさぎ台店	しらさぎ台 12 番地の 9	38-2236
8	薬局ボン・サンテ	三石台 1 丁目 3 番 1	37-2261
9	コジマ調剤薬局	市脇 4 丁目 7 番 6 号	39-0515
10	調剤薬局ショウワ東家店	市脇 1-1-27 岡田屋ビル 1 階 101 号	39-2340
11	合資会社玉清丹薬局	橋本 2 丁目 2 番 17 号	32-1127
12	三宝堂薬局	高野口町名倉 392-11	43-2308
13	コスモス薬局	東家 4-12-6	33-0724
14	保険調剤ハーブ薬局	高野口町伏原 188-1	42-5600
15	ごんべえドリ薬局	清水 512-13	39-7540
16	西山薬局	高野口町大野 237-5	42-0137
17	紀北薬局このの店	神野々 1107-6	33-0138
18	けやき薬局	城山台 2 丁目 45 番 69 号	37-5508
19	ウェーブ薬局紀伊山田店	神野々字大道南 382-17	26-5028
20	アオイ薬局	高野口町伏原 1043-1	43-1188
21	キリン堂薬局御幸辻店	御幸辻 137-1	39-7702
22	ごんべえドリ薬局 紀見店	紀見字椿原 591-1	38-3880
23	おかむろ薬局	市脇 1 丁目 65 番地	26-8922
24	森下薬局	東家 4 丁目 18-15	39-7088
25	有限会社いしい薬局	高野口町名倉 272 番 1	43-0936
26	さくら薬局橋本高野口店	高野口町名古曾 916 番地の 4	43-2985
27	大谷薬局	古佐田 1 丁目 3 番 17 号	32-5940
28	すまいる薬局	東家 1 丁目 367 番地 5	080-4636-5177
29	ポプラ薬局	高野口町向島 42-15	43-0201
30	たけのご薬局	光陽台 1 丁目 5-16	20-0003
31	エバグリーン薬局橋本店	東家 6 丁目 340-1	32-1400
32	グレープ薬局	市脇 4 丁目 175-11	39-1820

福祉機関一覧表

No.	福祉施設名	所在地	電話番号
1	スマイルデイサービス	隅田町芋生 178-1	34-0162
2	梅本外科整形外科	隅田町河瀬 352	33-0477
3	特別養護老人ホーム 天佳苑	隅田町霜草 797-31	37-5000
4	特別養護老人ホーム ひかり苑	隅田町中島 1058-56	37-3000
5	介護老人保健施設 グリーンガーデン橋本	隅田町山内 1919	37-4165
6	グループホーム 幸楽の里	隅田町山内 1919	38-1165
7	障害者支援施設 リハビリ橋本	柱本 22	37-5800
8	デイサービスみゆき	御幸辻 245	34-1917
9	グループホーム はるすのお家	菖蒲谷 979-1	39-3028
10	医療法人 岡田整形外科	市脇 1-45-2	32-8080
11	介護老人保健施設 博寿苑	東家 6-7-5	33-5589
12	救護施設 悠久の郷	東家 905	32-0324
13	みどりクリニック	岸上 22-1	34-2811
14	介護老人保健施設 メディケアはしもと	神野々877-1	34-0187
15	紀和リハビリテーション病院	神野々1103	34-1317
16	医療法人南労会 短期入所生活介護 花梨	神野々1103	33-3461
17	デイサービス春林館	神野々1109-2	39-5030
18	特別養護老人ホーム さくら苑	高野口町大野 1844-133	44-1189
19	ケアランド伊都	高野口町向島 171-5	43-0710
20	ニチイケアセンター紀北	高野口町伏原 267-1	44-2185
21	障害者支援施設 悠久の杜	高野口町伏原 1336-1	44-2580
22	医療法人 せせらぎ会	学文路 705	32-0469
23	障害福祉サービス事業所 ふれあいの里	小原田 129	20-5962
24	障がい福祉サービス事業所 むくのきホーム	高野口町名古曾 724	43-2414
25	児童養護施設 六地学園	橋谷 325	37-0823
26	グループホームあさ橋本	市脇 5 丁目 5-17	33-8881
27	グループホームこんばる	隅田町真土 187-4 クボタ P-1 1階事務所	20-4709
28	グループホームぱる	高野口町伏原 30-1	25-5125
29	グループホームやまうち	隅田町山内 1921-4	37-4165
30	はねのね	高野口町名古曾 1000-6	25-5431
31	ピア・サラ	隅田町中島 266-2	33-5223
32	サンメゾン	野 560-6 サンメゾン橋 本 2 番館 9202 号	32-3813
33	グループホームあさがお橋本	隅田町下兵庫 655	33-8881
34	グループホームあじさい橋本	隅田町下兵庫 655	33-8881

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

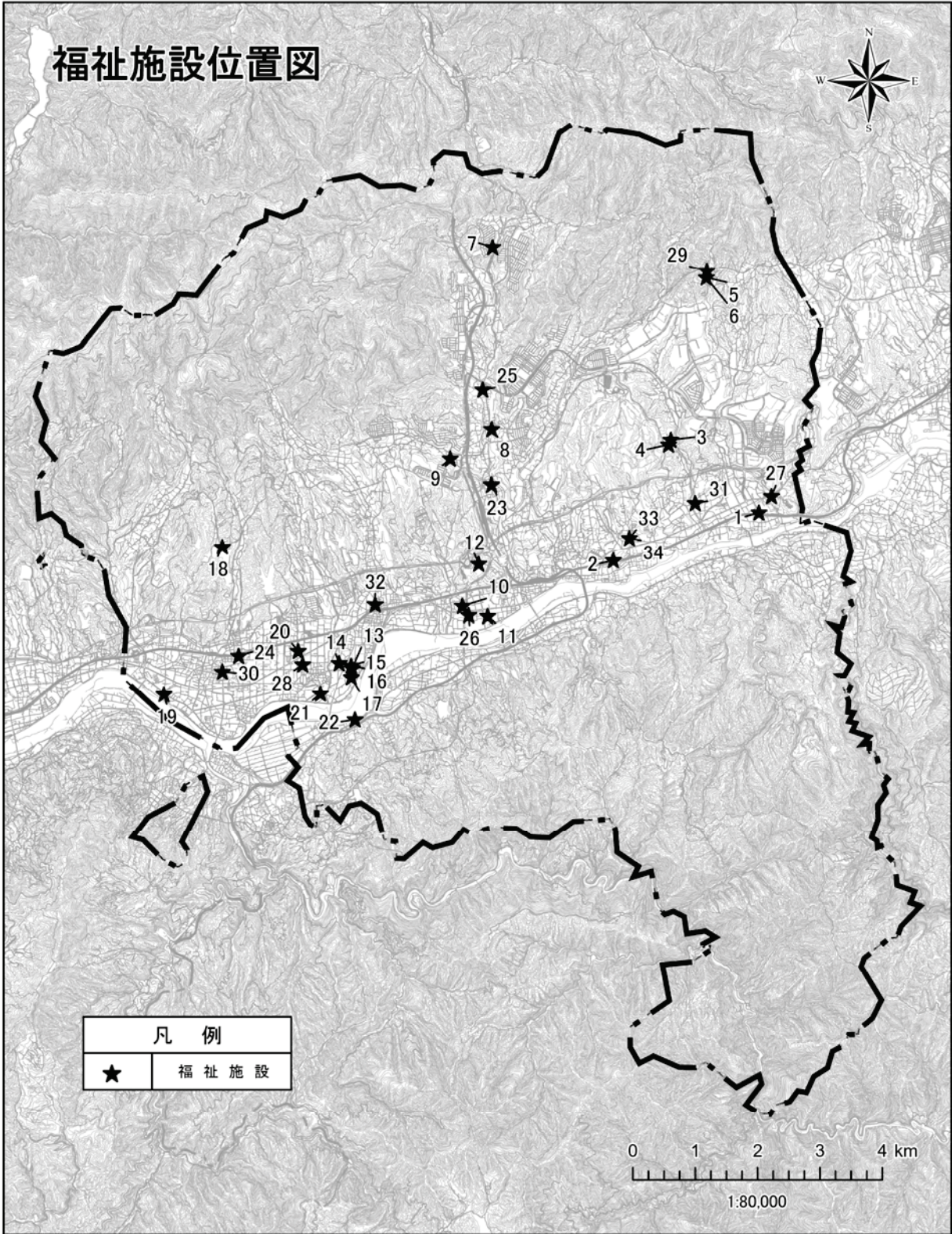
第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編



(4) 文化・社会教育施設

文化・社会教育施設一覧表

種類	No.	施設名	住所	電話番号
公民館 図書館	1	中央公民館(教育文化会館3F)	東家1-6-27	32-0034
	2	橋本地区公民館(商工会館2F)	市脇1-3-18	34-2750
	3	紀見地区公民館	橋谷1-1	25-5151
	4	紀見北地区公民館	三石台4-2-1	37-2867
	5	山田地区公民館	柏原433-1	33-2656
	6	隅田地区公民館	隅田町中島22	34-2312
	7	学文路地区公民館	清水343-3	34-1546
	8	恋野地区公民館	恋野564-1	33-2458
	9	高野口地区公民館	高野口町名倉813-2	33-3111
	10	橋本市図書館(教育文化会館5F)	東家1-6-27	33-0899
文化施設	11	教育文化会館	東家1-6-27	32-0034
	12	産業文化会館(アザレア)	高野口町向島135	42-5070
	13	岸上文化センター	岸上203	33-0797
	14	原田文化センター	原田81-5	32-5095
	15	伏原文化センター	高野口町伏原1075-3	43-0978
	16	名古屋文化センター	高野口町名古屋1171-3	42-5005
	17	きしかみ子ども館	岸上203	32-5094
	18	はらだ子ども館	原田239	33-0330
	19	名古屋児童館	高野口町名古屋1188-3	42-5560
	20	友愛児童館	高野口町伏原1068-2	42-5004
	21	郷土資料館	橋谷1-1	25-5150
体育施設	22	橋本運動公園	北馬場454他	32-9660(他)
	23	学文路スポーツセンター	学文路172-2	(問) 33-2317
	24	伏原体育館	高野口町伏原806	(問) 33-2317
	25	橋本市勤労者体育センター	高野口町上中176	(問) 33-2317
	26	住吉運動公園	高野口町名古屋1390	(問) 33-2317
	27	伏原テニスコート	高野口町伏原395	(問) 33-2317
	28	温水プール(レインボー)	高野口町向島135	42-5077
	29	東家体育館	東家2-1-13	(問) 33-2317

*:(問);施設などの問い合わせ先

第1編
総則

第2編
災害予防

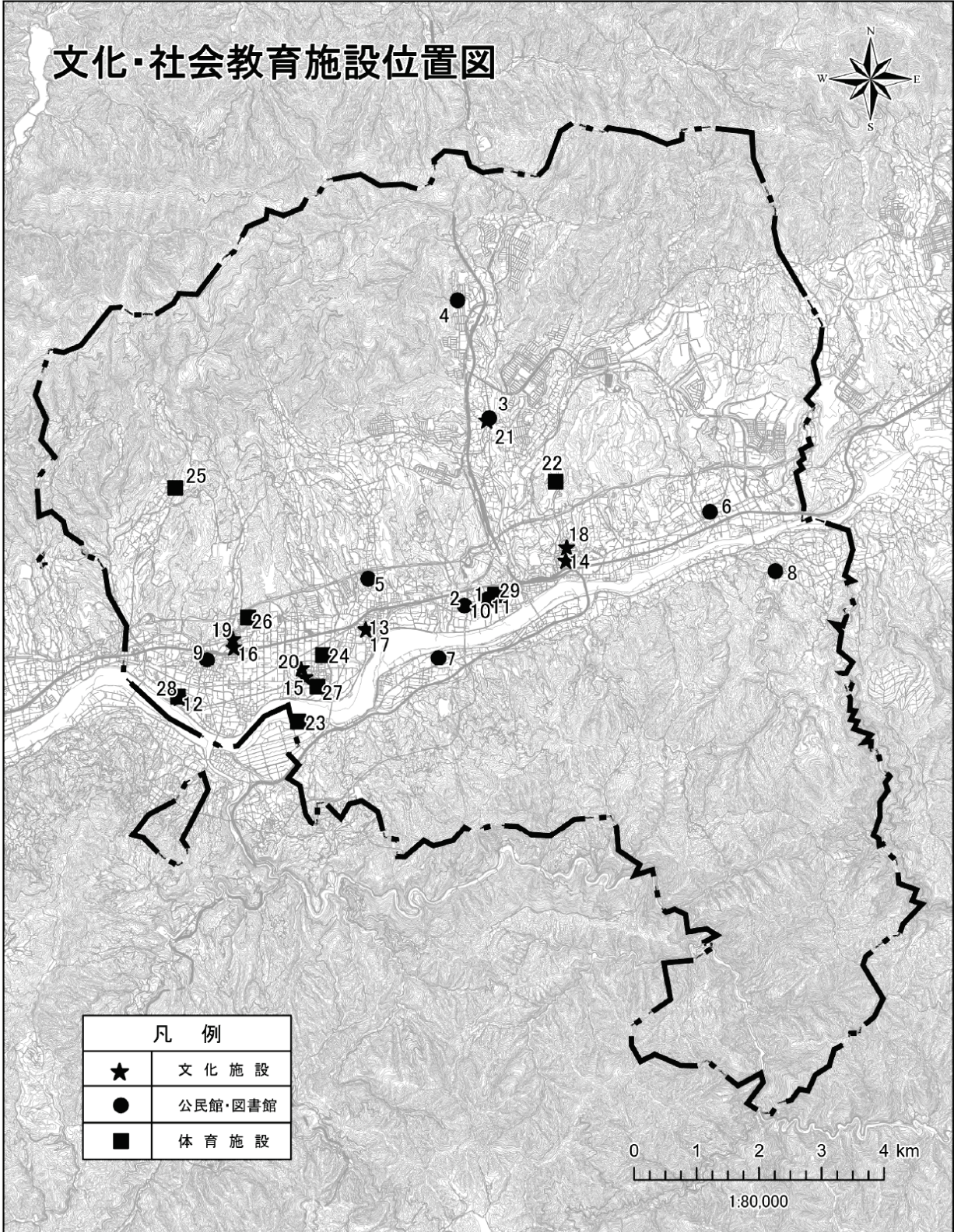
第3編
地震災害
緊急対策計画

第4編
風水害
緊急対策計画

第5編
災害復旧
復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編



(5) 文化財

ア 市指定

平成29年2月1日現在

No.	文化財名	No.	文化財名
1	隅田八幡塚古墳 1基	35	木造十一面観音立像(観音寺) 1躯
2	市脇相賀古墳群 2基	36	木造南無仏太子立像(利生護国寺) 1躯
3	大般若波羅密多經 598巻	37	木造天部形立像(利生護国寺) 1躯
4	古写大般若波羅密多經 600巻	38	木造阿弥陀如来坐像(福王寺) 1躯
5	小峯寺宝篋印塔 1基	39	木造阿弥陀如来坐像(時光寺) 1躯
6	定福寺九重塔 1基	40	木造地藏菩薩立像(宝幢寺) 1躯
7	極楽寺宝篋印塔 1基	41	木造地藏菩薩立像(宝幢寺) 1躯
8	神野々七墓前五輪塔 2基	42	木造地藏菩薩立像(宝幢寺) 1躯
9	岩倉池応其上人五輪塔 1基	43	利生護国寺 1件
10	橋本川船仲間中石燈籠 1基	44	隅田八幡神社管祭 1件
11	柏原村鋳物師鋳造物 相賀大神社梵鐘	45	野の送り念仏 1件
12	柏原村鋳物師鋳造物 永楽寺鰐口 1口	46	伊勢(大和)・高野街道東家四つ辻道標石 1基
13	柏原村鋳物師鋳造物 成就寺大師堂露盤 1口	47	伊勢(大和)街道橋本道標石 1基
14	平谷池応其上人供養碑 1基	48	伊勢(大和)街道古佐田道標石 1基
15	旧高野街道 高野山六里道標石 1基	49	旧橋本町道路元標 1基
16	旧高野街道 高野山五里道標石 1基	50	極楽寺薬師堂仏像 3躯
17	旧高野街道 高野山四里道標石 1基	51	九鬼虚白の彫刻 3点
18	旧高野街道 高野山三里道標石 1基	52	熊野神社の懸仏 9面
19	旧高野街道 三軒茶屋大常夜燈籠 2基	53	天満神社のネズ 1株
20	旧高野街道 東家渡場大常夜燈籠 1基	54	葛城神社のムクロジ 1株
21	興山寺領御国領境界標石 1基	55	中道磨の崖仏 1件
22	学文路三叉路道標石 1基	56	市脇の曳きだんじり 1基
23	旧高野街道六地藏第1 1基	57	東家の曳きだんじり 1基
24	旧高野街道六地藏第2 1基	58	木造阿弥陀如来坐像(地藏寺) 1躯
25	絹本、彩色、木食応其上人画像 1幅	59	木造釈迦如来及び両脇侍像(地藏寺) 3躯
26	応其寺文書 37点	60	木造地藏菩薩立像(地藏寺) 1躯
27	葛原家文書 353点	61	木造薬師如来坐像(地藏寺) 1躯
28	嵯峨谷の六地藏六面石幢 1基	62	木造十一面観音立像(普門院) 1躯
29	元浄泉寺 塩市燈籠 1基	63	木造千手観音立像(千光寺) 1躯
30	木造薬師如来坐像(観音寺) 1躯	64	木造阿弥陀如来坐像(極楽寺) 1躯
31	木造大日如来坐像(観音寺) 1躯	65	木造観音菩薩立像(妙楽寺) 1躯
32	木造地藏菩薩立像(地藏寺) 1躯	66	野の六斎念仏伝承資料 271点
33	木造阿弥陀如来坐像(阿弥陀寺) 1躯	67	妙楽寺鐘楼門 1棟
34	木造薬師如来坐像(小峯寺) 1躯		

第1編 総則

計画 第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画 応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画
応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

イ 県指定

No.	文化財名	No.	文化財名
1	相賀大神社石燈籠 1基	17	戸谷新右衛門の墓地 1件
2	木造大日如来坐像(利生護国寺) 1躯	18	神野々廃寺塔跡 1件
3	木造阿弥陀如来坐像(定福寺) 1躯	19	大畑才蔵勝善の墓 1件
4	木造普賢延命菩薩坐像(普賢寺) 1躯	20	地藏寺の五輪塔 1基
5	木造阿弥陀如来坐像(六郷極楽寺) 1躯	21	弘法寺の梵鐘 1口
6	木造天部立像(福王寺) 2躯	22	嵯峨谷の神踊り 1件
7	木造大日如来坐像(妙楽寺) 1躯 木造薬師如来坐像(妙楽寺) 2躯	23	名古曾廃寺跡 1件
8	隅田文書(利生護国寺) 20点 隅田文書(隅田八幡神社) 37点 隅田文書(個人) 109点	24	信太神社の樟樹 1件
9	大畑才蔵関係文書 1式	25	しぐれの松 1本
10	刀 銘於南紀重国造之 1口	26	隅田八幡神社経塚 1件
11	隅田八幡神社経塚出土品 1式	27	名古曾火葬墓 1件
12	橋本の舟楽車 1基	28	玉川峡 1件
13	苜萱道心・石童丸関係信仰資料 32点	29	定福寺境内(高野山参詣黒河道) 1件
14	葛城山の凍豆腐製造用具附凍豆腐関係文書(3冊) 21点	30	柏原文書 160点
15	隅田八幡神社秋祭り 1件	31	木造大日如来坐像 1躯 附 木造二天形立像 2躯
16	陵山古墳 1基		

ウ 国登録

No.	文化財名	No.	文化財名
1	旧橋本本陣池永家住宅主屋 1棟	17	日本聖公会橋本基督教会旧礼拝堂 1棟
2	旧橋本本陣池永家住宅離座敷 1棟	18	楠本家住宅主屋 1棟
3	旧橋本本陣池永家住宅表門 1棟	19	楠本家住宅離座敷 1棟
4	旧橋本本陣池永家住宅土蔵 1棟	20	楠本家住宅土蔵 1棟
5	旧葛城館 1棟	21	楠本家住宅納屋 1棟
6	みそや別館主屋 1棟	22	定福寺庫裏 1棟
7	みそや別館上蔵及び離れ座敷 1棟	23	豊島家住宅主屋 1棟
8	みそや別館下蔵 1棟	24	利生護国寺山門 1棟
9	小林家住宅主屋 1棟	25	上田家住宅母屋 1棟
10	小林家住宅土蔵 1棟	26	上田家住宅離れ座敷 1棟
11	火伏医院主屋 1棟	27	上田家住宅乾蔵 1棟
12	火伏医院病院棟 1棟	28	上田家住宅米蔵及び中蔵 1棟
13	前田家住宅主屋 1棟	29	岡本家住宅母屋 1棟
14	前田家住宅中書院 1棟	30	岡本家住宅離れ 1棟
15	前田家住宅新書院 1棟	31	岡本家住宅土蔵 1棟
16	前田家住宅土蔵 1棟	32	岡本家住宅長屋門 1棟

工 国指定

No.	文化財名
1	人物画像鏡(隅田八幡神社) 1面
2	利生護国寺本堂 1棟
3	旧高野口尋常高等小学校校舎 1棟
4	高野参詣道 黒河道

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

(6) 要配慮者利用施設

令和7年12月末現在

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
1	グリーンガーデン橋本	隅田町山内 1919		○
2	博寿苑	東家 6-7-5	○	
3	やまぼうしの郷	神野々1083-1	○	
4	ネオファミリー高野口 (小規模多機能型居宅介護)	高野口町名倉 100-2	○	
5	ナーシングホーム千宝	高野口町大野 334-3	○	
6	ケアガーデンズ デイサービスセンター	神野々1028	○	
7	デイサービスひらい	橋本 2丁目 1512	○	
8	デイサービスセンターライフ・パル	胡麻生 467		○
9	デイサービス愛がある大野	高野口町大野 687	○	
10	デイサービス幸楽の里	隅田町山内 1919-3		○
11	デイサービスまりっくす	高野口町小田 643-1	○	
12	風倶楽部デイサービスセンター	高野口町名古屋 926-1	○	
13	生活介護事業所なな彩	高野口町名倉 666-2	○	
14	幸楽の里アネックス	隅田町山内 1921-4		○
15	ケアランド伊都	高野口町向島 171-4	○	
16	デイサービス春林館	神野々1109-2	○	
17	デイサービスまりっくす	高野口町小田 643-1	○	
18	風倶楽部デイサービスセンター	高野口町名古屋 926-1	○	
19	デイサービス愛がある大野	高野口町大野 687	○	
20	デイサービスひらい	橋本 2-1512	○	
21	デイサービスセンター ライフ・パル	胡麻生 467		○
22	つくしの宿デイサービスセンター	清水字西栄 270, 271-1	○	
23	生きがい製作所	高野口町小田 659-5	○	
24	つくしの宿	清水 271-4	○	
25	スマイルライフ菘	高野口町小田 454-1	○	
26	愛がある	高野口町大野 687	○	
27	ジョイ楽園	胡麻生 467		○
28	伊都シルバーハイム	高野口町向島 171-5	○	
29	つくしの里	清水 269	○	
30	はるすのお家・橋本	菖蒲谷 979-1		○
31	幸楽の里	隅田町山内 1919-3		○
32	ネオファミリー高野口	高野口町名倉 100-2	○	
33	風倶楽部	高野口町名古屋 926-1	○	

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画
風水害応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
34	リハビリ橋本	柱本 22		○
35	障害者支援施設悠久の杜	高野口町伏原 1336-1	○	
36	さくらマーリン	東家 6 丁目 1-4 グランドビル 2F	○	
37	就労支援テラスワン	学文路大柳 136-1	○	
38	すてっぷ・ぽーときのかわ	市脇 1-1-6JA 橋本支店ビル 2F	○	○
39	グループホームあさ橋本	市脇 5 丁目 5-17	○	
40	グループホームこんぼる	隅田町真土 187-4 クボタ P-1 1階 事務所		○
41	あるぺじお	市脇一丁目 66 番 1 号	○	○
42	らぼるて	岸上 367-6		
43	あるぺじお	野 5-1	○	
44	リハビリ橋本Ⅱ	柱本 40 番地 100		○
45	ふれあい工房そしある	賢堂 1054 番	○	
46	むくのきホーム	高野口町名古屋 723 番 2		○
47	就労B型事業所ぼる	小峰台 2 丁目 10-2		○
48	グループホームやまうち	隅田町山内 1921-4		○
49	はねのね	高野口町名古屋 1000-6	○	○
50	就労支援ナイス	東家六丁目 1-4 グランドビル 1F	○	
51	りずむ	高野口町名古屋 411		○
52	グループホーム彩華	高野口町名倉 268-1	○	
53	高野口地区学童保育第 1	高野口町名倉 226 番地	○	
54	高野口地区学童保育第 2	高野口町名倉 226 番地	○	
55	河南地区学童保育	学文路 900 番地	○	○
56	橋本地区学童保育第 1	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
57	橋本地区学童保育第 2	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
58	西部地内学童保育	柏原 554		○
59	境原学童保育	小峰台一丁目 25 番地の 1		○
60	学文路さつきこども園	清水 388-1	○	
61	高野口こども園	高野口町向島 166	○	
62	香久の実保育園	高野口町名古屋 849		○
63	つくしんぼ園	高野口町大野 74-1	○	
64	橋本市立たんぼぼ園	柱本 66-1		○
65	児童発達支援・放課後等デイサービス 結の杜	東家六丁目 1 番 5 号	○	
66	つくしんぼ園	高野口町大野 74 番地の 1	○	
67	多機能型事業所ほーぷ	高野口町名倉 1368-4		○
68	橋本市保健福祉センター	東家一丁目 3 番 1 号	○	○

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画第4編 風水害
応急対策計画第5編 災害復旧
計画・復興計画第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
69	きのくに子どもの村学園	彦谷 51		○
70	清水小学校	清水 2014 番地	○	
71	橋本小学校	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
72	恋野小学校	赤塚 129 番地の 1		○
73	境原小学校	小峰台一丁目 25 番地の 1		○
74	西部小学校	柏原 554 番地の 2		○
75	高野口小学校	高野口町名倉 226 番地	○	
76	学文路小学校	学文路 900 番地	○	○
77	橋本中央中学校	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
78	紀見北中学校	三石台三丁目 19 番地の 1		○
79	高野口中学校	高野口町名古屋 1322 番地の 10		○
80	紀の川支援学校	高野口町向島 101-3	○	
81	林耳鼻咽喉科	市脇 1-1-2	○	○
82	岡田整形外科	市脇 1-45-2	○	○
83	紀北クリニック	市脇 3-6-9	○	
84	南クリニック胃腸肛門科	市脇 4-7-6	○	
85	トメモリ眼科・形成外科	市脇 5-4-23	○	
86	小林診療所	学文路 705	○	
87	紀和 26 病院	岸上 18-1	○	
88	みどりクリニック	岸上 22-1	○	
89	紀和クリニック	岸上 23-1	○	
90	辻本クリニック	高野口町大野 235-1	○	
91	栗山クリニック	高野口町小田 653-2	○	
92	松岡医院	高野口町名倉 186-1	○	
93	こころの郷クリニック	高野口町名古屋 918-1	○	
94	虎谷内科小児科医院	高野口町向島 177	○	
95	狩谷産婦人科	高野口町向島 183-1	○	
96	森下クリニック	高野口町向島 42-13	○	
97	ナサコ内科	光陽台 1-5-1		○
98	田倉皮膚科クリニック	光陽台 1-5-22		○
99	岡本クリニック	清水 512-7	○	
100	横田整形外科	城山台 2-45-14		○
101	伊都地方休日急患診療所	東家 1-3-1	○	○
102	稲垣泌尿器科医院	東家 1-2-22	○	○
103	いこまレディースクリニック	東家 1-2-25	○	○
104	松園胃腸科・内科	東家 4-12-6	○	○

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害

第4編 風水害応急

第5編 災害復旧

第6編 南海トラフ

資料編

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
105	奥村レディースクリニック	東家 4-17-13	○	○
106	奥村マタニティクリニック	東家 4-18-3	○	
107	谷内クリニック	東家 4-2-4	○	
108	山本 26 病院	東家 6-7-26	○	
109	森本胃腸肛門科	東家 1-2-25	○	○
110	火伏医院	橋本 1-4-10	○	
111	豊澤医院	橋本 2-4-14	○	
112	いわくらクリニック	三石台 1-3-1		○
113	ひぶせ耳鼻咽喉科	三石台 1-3-1		○
114	ほりはた歯科医院	市脇 1-1-24	○	○
115	おかだ歯科クリニック	市脇 1-46-3	○	○
116	後藤歯科	市脇 4-3-27	○	
117	森田歯科医院	小原田 68		○
118	はたの歯科クリニック	学文路 221	○	○
119	海堀歯科医院	学文路 418	○	○
120	小柳歯科クリニック	岸上 563-1	○	
121	森歯科医院	慶賀野 280-1		○
122	辻本歯科クリニック	高野口町大野 235-1	○	
123	守内歯科医院	高野口町名倉 6	○	
124	こじま歯科医院	古佐田 1-1-16	○	
125	伊都地方休日急患歯科診療所	東家 1-3-1	○	○
126	村上歯科医院	東家 4-14-8	○	○
127	山本 26 病院歯科	東家 6-7-26	○	
128	とよざわ歯科クリニック	橋本 2-1-9	○	
129	加藤歯科医院	三石台 1-3-11		○
130	TSUMUGI 助産院	小原田 68		○

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画
応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

11 その他

(1) 自主防災組織一覧

令和7年12月現在

No.	自主防災組織名	No.	自主防災組織名
1	橋本区自主防災会	38	紀見ヶ丘自治会自主防災会
2	古佐田区自主防災会	39	三石台区連合自主防災会
3	妻区自主防災会	40	光陽台地区防災会
4	原田区自主防災会	41	小峰台一丁目自治会自主防災部
5	東家区自主防災会	42	河瀬区自主防災会
6	市脇自主防災会	43	下兵庫自主防災会
7	小原田区自主防災会	44	上兵庫自主防災会
8	菖蒲谷区自主防災会	45	中島区自主防災会
9	さつき台区自主防災会	46	中下区自主防災会
10	みゆき台区自主防災会	47	芋生区防災会
11	岸上区防災会	48	垂井区防災会
12	山田区防災会	49	真土区防災会
13	吉原区自主防災会	50	平野区自主防災会
14	出塔地区防災会	51	山内区自主防災会
15	柏原区防災会	52	霜草区自主防災会
16	野区自主防災会	53	あやの台一丁目自主防災会
17	城ノ内住宅自主防災会	54	あやの台二丁目自主防災会
18	神野々自主防災会	55	ディオ・フェルティ橋本自主防災会
19	野団地自主防災会	56	恋野区自主防災会
20	ぶどう坂自治会自主防災会	57	赤塚区自主防災会
21	紀見峠自主防災会	58	中道地区自主防災会
22	沓掛区自主防災会	59	上田区自主防災会
23	柱本区自主防災会	60	須河区自主防災会
24	矢倉脇自主防災会	61	彦谷区自主防災会
25	慶賀野区自主防災会	62	谷奥深自主防災会
26	橋谷区自主防災会	63	学文路区自主防災会
27	御幸辻防災会	64	南馬場区自主防災会
28	胡麻生自主防災会	65	西畑区自主防災会
29	橋本ニュータウン区自主防災会	66	清水区自主防災会
30	しらさぎ台防災会	67	賢堂地区自主防災会
31	北馬場自主防災会	68	向副区自主防災会
32	紀見区自主防災会	69	横座地区自主防災会
33	細川区自主防災会	70	10区A自治会自主防災会
34	境原区自主防災会	71	14区B自主防災会
35	杉尾区自主防災会	72	15区自治会自主防災会
36	城山台連合自主防災会	73	名倉西区 15区B防災会
37	柿の木坂区自主防災会	74	16区A自主防災会

No.	自主防災組織名	No.	自主防災組織名
75	13区A自主防災会	96	小田地区自主防災会
76	5区自主防災会	97	小田向島地区防災会
77	名倉南区6区A自主防災会	98	北名古屋区防災会
78	名倉南7区防災会	99	南名古屋地区自主防災会
79	10区B自治会	100	名古屋自主防災会
80	10区C自治会自主防災会	101	東名古屋区自主防災会
81	桜ヶ丘自主防災会	102	応其区自主防災会
82	名倉中区自主防災会	103	応其板橋区自主防災会
83	向島東区自主防災会	104	応其団地自主防災会
84	向島西区自主防災会	105	住吉区自主防災会
85	17区自主防災会	106	高尾城自主防災会
86	大野東18区A自主防災会	107	平山城自主防災会
87	19区自治会自主防災会	108	丹生平防災会
88	大野18区B自主防災会	109	上中区自主防災会
89	大野南区防災会	110	下中区自主防災会
90	18区C自主防災会	111	九重区自主防災会
91	西之島防災会	112	田原区自主防災会
92	20区町内会自主防災会	113	西川区自主防災会
93	伏原1・2区自主防災会	114	嵯峨谷区自主防災会
94	ベルビュー橋本西マンション地区防災	115	竹尾区自主防災会
95	伏原3区自治会自主防災会		

第1編 総則

第2編 災害予防
計画第3編 地震災害
応急対策計画第4編 風水害
対策計画
応急第5編 災害復旧
計画・復興計画第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編
総則

第2編
災害予防
計画

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

資料編

第2章 条例・要綱等

1 橋本市防災会議条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 25 号

改正 平成 24 年 9 月 19 日条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 16 条第 6 項の規定に基づき、橋本市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 橋本市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び 50 人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名した委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 和歌山県知事部局の内部の職員
- (2) 和歌山県警察の警察官
- (3) 市長部局の内部の職員
- (4) 教育長
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 本市の区域を管轄する指定地方行政機関(法第 2 条第 4 号の指定地方行政機関をいう。)の職員
- (7) 本市の区域において業務を行う指定公共機関(法第 2 条第 5 号の指定公共機関をいう。)又は指定地方公共機関(法第 2 条第 6 号の指定地方公共機関をいう。)の役員又は職員
- (8) 本市の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

6 前項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる者を除き、委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 1 編
総則

第 2 編
災害予防

第 3 編
地震災害
緊急対策計画

第 4 編
風水害
緊急対策計画

第 5 編
災害復旧
計画・復興計画

第 6 編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、和歌山県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(部会)

- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委任)

- 第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第3条第6項本文の規定にかかわらず、同条第5項第3号、第4号及び第5号に掲げるものを除く最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成24年9月19日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 橋本市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 1 日
条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、橋本市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)及びその他の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
2 部に属する本部員は、本部長が指名する。
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 9 月 19 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 編
総則

第 2 編
災害予防

第 3 編
地震災害

第 4 編
風水害
応急

第 5 編
災害復旧

第 6 編
南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編
総則

第2編
災害予防
計画

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

資料編

第3章 協定・覚書

1 自治体協定

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	日本水道協会和歌山県支部 和歌山県水道協会	平成8年 2月23日
2	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県	平成8年 3月1日
3	計測震度計の設置及び管理・運用に関する協定書	和歌山県	平成8年 8月13日
4	災害時における相互応援協定	大阪府河内長野市 奈良県五條市	平成14年 7月22日
5	災害時における相互応援協定書	滋賀県野洲市	平成19年 1月19日
6	大規模災害相互物資援助協定書	三重県名張市	平成19年 5月30日
7	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書	大阪府泉大津市／岐阜県可児市／山梨県甲府市／愛媛県四国中央市／岡山県玉野市／滋賀県野洲市／愛知県刈谷市／島根県益田市／宮崎県日向市／三重県亀山市／鹿児島県阿久根市／茨城県那珂市／奈良県大和郡山市／山口県柳井市／兵庫県高砂市／静岡県磐田市／福岡県行橋市／福岡県苅田町／高知県香南市／京都府八幡市／佐賀県神埼市	平成21年 1月13日
8	大規模災害発生時等における広域防災拠点に関する覚書	和歌山県	平成21年 4月1日
9	「災害時等の応援に関する申合せ」	近畿地方整備局	平成24年 9月1日
10	和歌山県総合防災情報システム設備の譲与に関する協定書	和歌山県	令和4年 4月1日
11	和歌山県総合防災情報システム設備衛星系交換系設備の設置に関する協定書	和歌山県	令和5年 2月16日

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画第4編 風水害
応急対策計画第5編 災害復旧
計画・復興計画第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

2 各種団体

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における応急復旧応援に関する協定書	橋本市建設協会	平成20年 4月9日
2	防災関係の協働事業に関する協定書	和歌山県農業協同組合	平成20年 5月22日
3	災害時における水道施設の応急復旧応援に関する協定書	橋本市水道工事業協同組合	平成23年 2月23日
4	災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定書	日本郵便株式会社 橋本郵便局	平成25年 1月23日
5	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 伊都医師会	平成26年 2月25日
6	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT 西日本株式会社 和歌山支店	平成26年 3月31日
7	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	和歌山県LPガス協会 橋本伊都支部	平成26年 10月17日
8	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人 和歌山県トラック協会	平成26年 11月27日
9	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	平成27年 1月30日
10	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士会	平成27年 1月30日
11	災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人 日本建築家協会	平成27年 1月30日
12	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	平成28年 1月22日
13	災害時における災害救助犬及びセラピードックの出動に関する協定書	認定特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	平成29年 3月27日
14	災害時における棺及び葬祭用具の供給等並びに遺体も搬送等の協力に関する協定書	きのくに葬祭事業協同組合	平成29年 11月14日
15	橋本市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会	平成31年 1月8日
16	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書	橋本・伊都生コンクリート協同組合	平成31年 3月26日
17	安田島樋門における排水ポンプ等運転に関する協定書	橋本伊都衛生施設組合	令和2年 7月29日
18	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	和歌山弁護士会	令和2年 11月5日
19	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益財団法人 日本下水道管路管理業協会	令和2年 11月5日

No.	協定名	締結先	締結年月日
20	大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 和歌山県清掃連合会橋本支部 一般社団法人 和歌山県清掃連合会	令和3年 5月26日
21	モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書	一般社団法人 日本オフサイト建築協会	令和5年 2月15日
22	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	和歌山県司法書士会	令和6年 1月22日
23	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	公益財団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部	令和7年 1月22日

3 物品・物資の供給

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における物品の供給協定に関する協定書	株式会社松源	平成9年 10月27日
2	災害時における応急生活物資の調達に関する協定	橋本商工会議所	平成18年 12月27日
3	災害時における応急生活物資の調達に関する協定	高野口町商工会	平成19年 10月7日
4	災害時における物資の供給に関する協定書	サカイキャニング株式会社	平成20年 5月2日
5	災害時における生活物資等の供給に関する協定書	株式会社ココカラファインヘルスケア	平成26年 2月25日
6	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人 コメリ災害対策センター	平成26年 12月15日
7	災害発生時における飲料等の供給に関する協定書	大塚製薬株式会社 大阪支店	平成28年 4月1日
8	災害時における量の提供等に関する協定書	5日で5000枚の約束プロジェクト実行委員会	平成28年 8月1日
9	災害救助又は救助に必要な資材等の供給に関する協定書	株式会社ナガワ	平成28年 10月5日
10	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社重岡	平成29年 1月27日
11	災害時における毛布の流通備蓄に関する協定書	紀州繊維工業協同組合	平成29年 2月28日
12	災害時における製品供給に関する協定書	浅川組運輸株式会社	平成30年 3月27日
13	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	平成30年 5月15日

第1編 総則

計画 第2編 災害予防

計画 第3編 地震災害
緊急対策計画

計画 第4編 風水害
緊急対策計画

計画 第5編 災害復旧
復興計画

計画 第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

資料編 第3章 協定・覚書
3 物品・物資の供給

No.	協定名	締結先	締結年月日
14	災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定書	株式会社光明製作所	令和1年 5月7日
15	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ジュンテンドー	令和1年 7月8日
16	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	レンゴー株式会社 和歌山工場/Jパックス株式会社	令和2年 10月1日
17	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	太陽工業株式会社	令和2年 10月26日
18	災害時における衛生用品等の供給に関する協定	セッツ株式会社	令和4年 3月9日
19	災害時等における防災資機材の提供に関する協定書	株式会社ジーアイビー	令和4年 5月27日
20	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	オカジ紙業株式会社	令和4年 8月5日
21	災害時等における医療資材等の調達に関する協定書	株式会社スズケン 紀北支店	令和4年 9月21日
22	災害時における水道施設の応急復旧支援(資材供給)に関する協定書	株式会社加藤商会 橋本営業所	令和7年 2月14日
23	災害時における水道施設の応急復旧支援(資材供給)に関する協定書	リブウェルヤマザキ 橋本営業所	令和7年 2月14日
24	災害時における水道施設の応急復旧支援(資材供給)に関する協定書	渡辺パイプ株式会社 紀北サービスセンター	令和7年 2月21日

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

4 応急復旧応援

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における応急復旧応援に関する協定書	株式会社アクティオ	平成23年 9月1日
2	災害時における応急復旧応援に関する協定書	高野口運送株式会社	平成23年 10月18日
3	災害時における応急復旧応援に関する協定書	和歌山県自動車整備振興会 紀北支部	平成23年 10月20日

5 情報発信

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における放送要請等に関する協定書	FM はしもと株式会社	平成26年 5月21日
2	災害時における情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	平成28年 8月16日
3	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和3年 5月7日
4	防災対策の強化及び災害時における支援協力に関する協定書	NTT 西日本株式会社 テルウェル西日本株式会社	令和7年 2月17日

6 避難所施設利用

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	避難所施設利用に関する協定書	和歌山県立橋本高等学校	平成21年 2月10日
2	避難所施設利用に関する協定書	和歌山県立紀北工業高等学校	平成21年 2月10日
3	避難所施設利用に関する協定書	和歌山県立伊都中央高等学校	平成21年 2月10日
4	避難所施設利用に関する協定書に関する覚書	SCRUM きのくに株式会社	平成27年 5月11日
5	避難所施設利用に関する協定書に関する覚書	公益財団法人 橋本市文化 スポーツ復興公社	令和4年 3月29日
6	避難所施設利用に関する協定書に関する覚書	古佐田区	令和4年 3月29日
7	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	株式会社ダイナム	令和4年 8月30日
8	災害時における宿泊施設利用に係る協定書	ルートインジャパン株式会 社	令和6年 12月23日

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

7 ごみ収集及び清掃

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	株式会社紀州環境サービス	平成27年 2月25日
2	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	有限会社紀北興業	平成27年 2月25日
3	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	株式会社イヌイエコシステム	平成27年 2月25日
4	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	株式会社田中組	平成27年 2月25日
5	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	紀和産業協業組合	平成27年 2月25日

8 し尿収集・清掃業務

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	有限会社バッキーズ	平成27年 3月19日
2	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	中本環境株式会社	平成27年 3月19日
3	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	株式会社バッキーズ吉岡	平成27年 3月19日
4	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	田中衛生株式会社	平成27年 3月19日
5	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	深野衛生社	平成27年 3月19日
6	大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 和歌山県清掃連合会（橋本支部）	令和3年 5月26日
7	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	新生環境株式会社	令和5年 3月23日

9 福祉避難所

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 紀之川寮	令和5年 6月16日
2	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会服地法人 光誠会	令和5年 6月16日
3	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 ゆたか会	令和5年 6月16日
4	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	令和5年 6月16日
5	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 橋本福祉会	令和5年 6月16日
6	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 筍憩会	令和5年 6月16日
7	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 博寿会	令和5年 6月16日
8	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 棕の樹福祉会	令和5年 6月16日
9	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 紀北和楽会	令和5年 6月16日
10	災害時における要配慮者等の福祉避難所としての施設使用に関する協定書	和歌山県立きのかわ支援学校	令和6年 3月22日

10 その他

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における緊急支払の手續に関する協定書	株式会社紀陽銀行	平成29年 9月1日
2	杉村やすらぎ広場マンホールトイレ運用についての申し合わせ書	丸尾池水利組合	令和3年 11月15日
3	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	令和4年 4月21日
4	広域水災発生時の共同取組に関する協定書	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 和歌山支店	令和4年 9月1日
5	災害時における遺体安置等の協力に関する協定書	南海グリーンサポート株式会社	令和5年 8月8日

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編
総則

第2編
計画
災害予防

第3編
緊急対策計画
地震災害

第4編
対策計画
風水害
応急

第5編
計画・復興計画
災害復旧

第6編
地震防災対策推進計画
南海トラフ

資料編

資料編

第4章 各種様式

1 災害救助法関係

(1) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
避難所の設置	1 法第2条第1項 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 2 法第2条第2項 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 (加算額) 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	1 法第2条第1項の避難所 災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) 2 法第2条第2項の避難所 法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費 2 輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅 1戸当たり 6,883,000円以内 2 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	1 建設型応急住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 供与期間：2年以内 2 賃貸型応急住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年	1 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1日1人当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上

資料編 第4章 各種様式

1 災害救助法関係

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害

第4編 風水害応急

第5編 災害復旧

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

救助の種類	対象者	費用の限度額		救助の期間					備考	
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算		
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内					備蓄物資の価格は、年度当初の評価額	
		2 下記金額の範囲内								
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000		8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000		12,000
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800		
		冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)					患者等の移送費は別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の8割以内の額		分べんした日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)					妊婦等の移送費は、別途計上	
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)					輸送費、人件費は、別途計上	

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
被災住宅の応急修理（住家の被害を拡大防止するための緊急の修理）	住家が半壊、半焼又はこれに準じる程度の損傷を受け、雨水の侵入を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 51,500 円以内	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することが可能な場合）
被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分）	1 住家が半壊、半焼、若しくはこれに準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する費用（1世帯当たり） 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 2 半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書および教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200 円 中学校生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	1 教科書 災害発生の日から1か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内	1 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。 2 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生の日から 10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際、死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり 3,600円以内 2 死体の一時保存 ①既存建物利用の場合 通常の実費 ②既存建物利用でない場合 1体当たり 5,700円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3 検案 救護班以外による場合は慣行料金	災害発生の日から 10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検索は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上
障害物の除去	住家の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態であり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者	1 世帯当たり 140,000円以内	災害発生の日から 10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療および助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が行われる期間内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当および旅費は、別途に定める額

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃賃料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合計額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 救助期間早見表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	20	3か月	
被災者の救出	3日以内																	
避難所の設置	7日以内																	
炊き出し その他による食品の給与	7日以内																	
飲料水の供給	7日以内																	
福祉サービスの提供	7日以内																	
埋葬	10日以内																	
死体の処理	10日以内																	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内																	
障害物の除去	10日以内																	
被災住宅の 応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 10日以内																	
	日常生活に必要な最小限度の部分 3か月以内																	
助産	分娩した日から7日以内の期間																	
医療	14日以内																	
学用品の 給与	文房具及び通学用品 15日以内																	
	教科書 30日以内																	
応急仮設住宅の 給与	建設型応急住宅：20日以内																	
	賃貸型応急住宅：速やかに提供																	

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

(3) 救助日報

救助日報

報告機関		報告機関	
受信者		報告期限	

避難所開設	開設期間	開設日時 閉設予定日	日 時 日 時	
	既存建物	箇所数 収容人員	箇所 人	
野外仮設	箇所数	箇所		
	収容人員	人		
炊き出し	炊出期間	開始月日 終了予定日	月 日 月 日	
	炊出箇所数	箇所		
	炊出人員	朝	人	
		昼	人	
		夕	人	
計		人		
給水	供給地区数			
	供給実人員			
	供給水量			
	給水期間 給水方法	開始月日 終了予定日		
学用品支給	県から受入、前日繰越		点	
	本日支給	小学生	全失世帯 半焼(床上浸水)世帯	点(人) 点(人)
		中学生	全失世帯 半焼(床上浸水)世帯	点(人) 点(人)
	翌日への繰越量			
	埋葬救助	前日までの火葬		体
		本日火葬	大人	体
			小人	体
火葬終了予定年月日		月 日		
死体の搜索	死体	搜索を要する遺体	体	
		本日の発見遺体	体	
		今後の要搜索遺体	体	
搜索の方法				
搜索終了予定年月日			月 日	
仮設住宅	着工月日	月 日	戸	
	完工月日	月 日	戸	
住宅修理	着工月日	月 日	戸	
	完工月日	月 日	戸	

被生服 活寝必 具需給 品与	県から受入、前日繰越		点	
	本日 支給	半失床上浸水世帯 全失世帯数	(世帯)点 (世帯)点	
翌日への繰越量			点	
医療班 および 助産 救助	医療班出動数		箇所	
	医療班	救助地区		
		診療者数	医療 助産	人 人
	医療機 関	医療	施設数 診療人員	箇所 人
		助産	施設数 診療人員	箇所 人
救出終了予定日			月 日	
救出の方法				
死亡原因別人員				
死体 処理	死体 処理	遺体洗浄	体	
		遺体縫合	体	
		遺体消毒	体	
	死保 体存 の	既存建物利用	箇所	
		仮設建物	箇所	
	遺体の保存期間			
今後の処理を要する遺体			体	
遺体処理終了予定月日			月 日	
障害物 除去	障害物除去を要する数		戸	
	本日除去した戸数		戸	
	今後除去を要する戸数		戸	
	障害物除去の予定月日		月 日	
輸送	公用車使用		台	
	借上車使用		台	
救助の種類				
人夫	人夫雇上数		人	
	従事作業その他			
備考				

(4) 義援金品搬出者名簿（様式1号）

義援金品搬出者名簿

年月日	住所	氏名	搬出区分	数量

第2編
災害予防
計画

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

(注) 各町内会、各町婦人会等で集積する場合、連名とする。

(5) 義援金品引継書 (様式2号)

義援金品引継書

引継者	機関		職氏名	
引受者	機関		職氏名	

義援金品次のとおり引き継ぎました。

記

1 引継年月 年 月 日

2 引継場所

3 引継金品次 表のとおり。

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

(注1) 2部作成し、授受両機関とも保管する。
(注2) 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

第1編 総則
 第2編 災害予防
 第3編 地震災害
 第4編 風水害応急
 第5編 災害復旧
 第6編 南海トラフ
 資料編

(6) 義援金品受領書 (様式3号)

No.		
<h3>義援金品受領書</h3>		
(住所氏名)	殿	
1 現金	<u>金</u>	円也
2 物資	<u>梱包</u>	
ただし、 _____ 災害の義援金品として上記のとおり受領しました。		
年 月 日		
機関名		
(取扱者：		印)

(注1) 複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。
(注2) 控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
(注3) 物資区分は、実情に即して記載する。

(7) 現金出納簿(様式4号)

現金出納簿

年月日	摘要	受	払	残
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震災害
第4編 風水害
第5編 災害復旧
第6編 南海トラフ
計画・復興計画
対策計画
緊急対策計画
地震防災対策推進計画

- (注1) 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け、義援金についての出納を明確にしておく。
- (注2) 預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。ただし、区分して経理する必要のある時は、口座を「現金」、「預金」に区分して扱うものとする。
- (注3) 公共団体の取り扱いで、「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑務金受払簿」により「現金出納簿」として別途に経理する。

資料編

2 応急食糧関係 (申請書)

(1) 応急食糧 (応急用米穀・災害救助用米穀) 引渡申請書 (様式1号)

応急食糧 (応急用米穀・災害救助用米穀) 引渡申請書					
		橋	第	号	
			年	月	日
伊都振興局長 殿					
		取扱者：橋本市	部	課	
1	給食を必要とする理由				
2	申請数量				
3	給食対象人員				
4	給食延食数				
5	受渡場所 (複数の場合は、場所別数量)				

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震災害
対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

(2) 災害救助用米穀引渡申請書 (様式2号)

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事 (市町村長) 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知) 第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

3 災害の定義（被害即報基準）

即報基準

区分	事項	種別	基準
火災等即報	一般基準	火災及び事故等	① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
		火災	建物火災
	林野火災		① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ② 空中消火を要請又は実施したもの ③ 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
	交通機関の火災		① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
	その他		以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
	個別基準	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの。）
		危険物に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
		原子力災害等	① 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。	

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

資料編 第4章 各種様式
3 災害の定義（被害即報基準）

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

区分	事項	種別	基準
救急・救助事故即報	<p>救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ 上記①から⑦に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）</p>		
	<p>武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ② 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p>		
災害即報	一般基準		<p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの</p>
	個別基準	地震	<p>① 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの ② 人的被害又は住家被害を生じたもの</p>
		津波	<p>① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの ② 人的被害又は住家被害を生じたもの</p>
		風水害	<p>① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p>
		雪害	<p>① 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの</p>
		火山災害	<p>① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p>
社会的影響基準		<p>一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。</p>	

直接即報基準（消防庁及び県への報告）

区分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	即報基準の「個別基準」「火災」「交通機関の火災」に同じ。
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	即報基準の「個別基準」「石油コンビナート等特別防災区域内の事故」に同じ。
	危険物に係る事故	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの （ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの （イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	即報基準の「個別基準」「原子力災害等」に同じ。
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャックによる救急・救助事故 ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
災害速報	即報基準の「武力攻撃災害速報」に同じ。	
災害即報	① 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ② 即報基準の「災害即報」「個別基準」の「津波、風水害、火山災害」のうち、死者又は行方不明者が生じたもの	

4 災害即報事項例示

事項	例示
1 市町村災害対策本部設置状況	台風〇〇号接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員約〇〇名配置）を指示。
2 主要河川、ため池の情報（水位、溢水箇所、決壊箇所等）	〇〇川は〇〇地点において〇〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇メートルにわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
3 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃崖くずれのため〇〇地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
4 電力通信関係の情報（停電状況、途絶状況等）	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降〇〇〇と〇〇〇地区町の電話不通。
5 水道施設関係の情報（断水状況等）	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車〇台を派遣し応急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかも知れない。）
6 ガス施設関係の情報（供給停止状況等）	〇時以降〇〇地区約〇〇がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
7 避難関係の情報（避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所）	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
8 死傷者の発生状況（人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢）	〇〇時頃〇〇において、崖崩れのため男〇名が生き埋めになった。 現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し、救出に当たっている。
9 住家の被害状況（全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等）	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
10 非住家の被害状況（学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況）	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇メートルの強風により倒壊した。
11 市町村災害対策本部のとした 主な応急対策状況	〇〇地区に〇〇時に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復旧に当たっている。

事項	例示
12 県への要望事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達あっ旋などに関する要請等)	<p>〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋を至急調達して送付してほしい。</p> <p>〇〇部洛が孤立しているので、カンパン〇〇戸を空輸してほしい。</p> <p>防疫用の薬剤〇〇〇、至急調達してほしい。</p>
13 災害写真 (フィルム及び説明書を添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。
14 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。
15 作業日報	<p>市各班における主要の活動状況について、毎日17時現在で取りまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行う。</p> <p>報告すべき事項は、おおむね次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時） 2 避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員） 3 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） 4 応援措置、救助活動の概要 5 音信不通、状況の把握出来ない地区名

第1編 総則

計画 第2編 災害予防

応急対策計画 第3編 地震災害

対策計画 第4編 風水害応急

計画・復興計画 第5編 災害復旧

地震防災対策推進計画 第6編 南海トラフ

資料編

5 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同住宅を営んでいる者については、原則として宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に浸した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度のものをいう。又は、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
一部損壊	損壊の程度が半壊に至らない程度の損壊で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが2～3枚割れた程度のものを除く。	
の非被害家	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

資料編 第4章 各種様式
5 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
被災畑	流出・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不備となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下、同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流出	市町村道以上の道路に架設した橋を一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用又は準用される河川）の堤防、又はため池、灌漑水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

- (注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	鉄道不能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行出来ない程度の被害を受けたものをいう。
	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能となった回線をいう。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾及び漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするものをいう。
被害世帯数	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	被災人員	被災世帯の構成員をいう。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する補助対象となる施設をいう。例えば、農地、農業用施設等である。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、砂防施設、道路、港湾、漁港等である。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、真珠、漁貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

6 被害発生即報

(1) 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※特定の事故を除く。

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所			出火原因	
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数			気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人	
	消防団	台	人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人	
救助・救急活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(2) 第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1.石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2.危険物に係る事故
3.原子力施設等に係る事故
4.その他特定の事故
消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.R I等 7.その他 ()		物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	事業所		出場機関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台	
			消 防 団	台	
			消 防 防 災 ヘリコプター	機	
			海 上 保 安 庁	人	
			自 衛 隊	人	
			そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(3) 第3号様式 (救助・救急事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1. 救急事故 2. 救助事故 3. 武力攻撃災害 4. 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 人	負傷者等 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	不明人
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救助・救急 活動の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注1) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注2) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(4) 第4号様式 (その1) [災害概況即報]

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち災害関連死	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部損壊	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団について、その出動規模、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県や市町村が講じた応急対策										

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

7 緊急車両指定

(1) 緊急通行車両確認申出書

別記様式第3(第6条関係)

		年 月 日
和歌山県公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

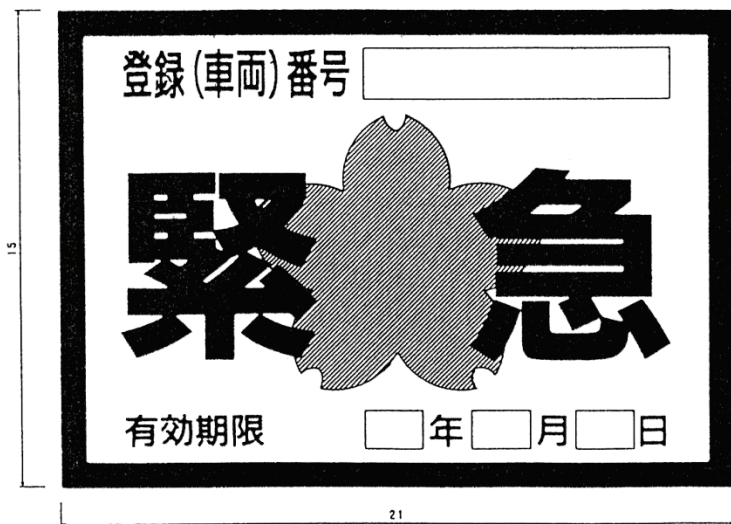
第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

(2) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては、 輸送人員又は品名)			
使用者	住所	()	局 番
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

(3) 緊急通行車両確認標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8 緊急警報放送の放送要請書

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
緊急対策計画

第4編 風水害
緊急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

発信者	
受信者	

年 月 日 時 分

日本放送協会
和歌山放送局長

殿

和歌山県知事
(橋本市長)

印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条の規定により、次のとおり放送要請します。

記

1 要請理由

- 1 避難指示、警報等の周知徹底を図るため
- 2 災害時の混乱を防止するため
- 3 (市町)長から依頼があったため
- 4 その他.....
.....
.....

2 放送事項

..... について

3 放送日時

- (1) 直ちに
- (2) 月 日 時 分

要請文

橋本市長から、今日 時 分 橋本市の
について、次のように緊急警報放送の要請がありましたので、お伝えします。
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

9 自衛隊派遣要請要求書

年 月 日

和歌山県知事 様

橋本市長

自衛隊派遣要請要求書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区 域
 - (2) 活動内容
- 4 その他

10 自衛隊撤収要請書

第1編
総則

年 月 日

和歌山県知事 様

橋本市長

第2編
災害予防
計画

自衛隊撤収要請依頼書

第3編
地震災害
応急対策計画

年 月 日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記の通り依頼いたします。

記

- 1 撤収を希望する日付
- 2 撤収要請を依頼する理由

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

第1編 総則

11 和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書

和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要請書

第2編 災害予防

第3編 地震災害

第4編 風水害・心算

第5編 災害復旧

第6編 南海トラフ

資料編

受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	TEL		発信者
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助	輸送 (品名数量)	その他 ()
4 発生場所及び発生時間	市町村 (発生時間) 平成 年 月 日 (目標) (離着陸場所)	地内 午前・午後	時 分
5 現地の気象条件	天候 視程	風向 m 風速 気温	気象予警報 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 (全国波, 県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		

8	要請を必要とする理由	* 災害の状況, 要請する活動内容, 受け入れ体制を記入すること (救助の場合には, 事故の原因, 事故の状況, 人数等も記入のこと)
目標	別添地図のとおり	* 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ, 住宅地図のページ数を明記のこと

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213

受信者

資料編 第4章 各種様式
11 和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書

9	傷病者	氏名		年齢	才 才 才	性別 男・女 男・女 男・女	
	症状						
	着陸場所の目標等	出場先の所在地及び目標			搬送先の所在地及び目標		
	同乗者	医師及び看護師の名前			関係者の氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配			病院の手配		
	受入病院	所在地名称			連絡先	TEL	
	搬送先の消防本部の担当者職氏名		消防本部			課	TEL

10	必要資器材					
11	他航空への要請	有・無	(有の場合)	機関名	要請機数	機
12	その他必要事項					

* 以下の項目は、防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1	使用無線等	無線種別 (全国波・県波)	現場指揮本部 (車)	呼び出し名 (コールサイン)
2	到着予定時間	年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分
3	活動予定時間	時間	分	
4	燃料の確保	要手配・手配不要 ℓ (ドラム缶 本)		

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編
總則

第2編
災害予防
計画

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

資料編

第5章 内部報告書等資料

1 職員参集報告書

職員参集報告書

報告日時	年 月 日 時 分	報告 No.	
課・室名	報告者氏名		

No	氏名	班	安否確認日時		参集日時		参集方法 ※1	被災状況 ※2、3		
			日	時	日	時		本人	家族	自宅
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

- ※1 参集方法：徒歩、自転車、自動車、電車、バス等を記入
- ※2 本人・家族：無事、軽傷、重傷、行方不明、死亡、未確認を記入
- ※3 自宅：被害なし、一部損壊、半壊、全壊、床下浸水、床上浸水、未確認を記入

安否確認数	参集者数

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画
応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

2 職員動員・活動報告書

職員動員・活動報告書

報告者： _____

所属部班： _____

職員番号 役職名	氏名	出勤時間	出勤場所	活動内容
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ~ 月 日 時 分		

(注1) 各班ごとに、別葉とすること。
(注2) 時刻表示は、24時制で記入すること。

3 参集途上報告書

参集途上情報報告書

月 日 時 分

所属		氏名	
参集ルート			
参集手段	徒歩・自転車・バイク・自家用車・その他()		
目撃した家屋・建物等の倒壊現場	有・無		
目撃した火災現場	有・無		
道路通行に障害のあった箇所	有・無		
その他の被害情報	有・無		
概要図（位置図・状況図）			
報告ルート：各職員→班長（所属長）→本部員→災对本部			

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

4 応援要請・指示命令書

応援要請書（受信用）

受信日時	年 月 日 時 分			受信者	
要請者	部 班			氏名	
応急対策事項					
作業の内容					
就労場所					
要請内容	必要人員	人	必要車両		
携行品等					
その他必要事項					

応援指示命令書

下命日時	年 月 日 時 分			取扱者	
派遣部班	部 班			受令者	
派遣人員	以下 名				
派遣車両					
無線呼出名称	ぼうさいはしもと				
その他指示事項					

5 広報文例

伝達文は、住民が短時間で内容を理解でき、避難行動の内容が的確に伝わるものとなるよう留意すること。

発令者、発令時間、対象地区(対象者)、避難指示等の種類、避難すべき理由、避難の時期、避難場所、注意事項

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文(例)

こちらは橋本市です。〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、〇〇地区)にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文(例)

こちらは橋本市です。土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文(例)

こちらは橋本市です。〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります! 〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。なお、浸水(崖崩れにより)により、〇〇道は通行できません。

年 月 日

第1編 総則

火災地区住民への避難指示広報

伝達依頼先

「こちらは、橋本市災害対策本部です。
町（丁目） の皆さん、ただいま避難命令が出ました。
現在〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。
落ち着いて、□□□□へ避難してください。」

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
緊急対策計画
応急

避難所の開設状況広報

「こちらは、橋本市災害対策本部です。
避難所の設置場所についてお知らせします。
橋本市では、被災された方のために、〇〇小学校、◇◇中学校、……に避難所を開設しました。
お困りの方は直接避難所へおいでください。
なお、ケガをされた方のために、〇〇の避難所には救護所を開設しています。
あわせて、ご利用ください。」

第4編 風水害
対策計画
応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

年 月 日

避難住民への状況説明	伝達依頼先	
<p>■堤防等の決壊時の説明例</p> <p>「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>_____川については、_____橋の_____流_____メートル付近で、_____町側の堤防が切れました。</p> <p>水量は、減っていく方向にありますが、今後、本流量が増えるとの連絡がダムからあり、_____時ごろが最大の放流量となりますので、今しばらく様子を見る必要があります。</p> <p>また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。</p> <p>総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。</p> <p>なお、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。</p> <p>■橋梁落下時の説明例</p> <p>「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。</p> <p>_____川については、_____橋の_____線の_____橋が落ちました。</p> <p>上流からの放水量がはっきりするまで、今しばらく様子を見る必要があります。</p> <p>また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。</p> <p>総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。</p> <p>このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。</p>		

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

年 月 日

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画 応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

避難住民への状況説明

伝達依頼先

■地震時の説明例

「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。

本日 時 分に発生しました地震の震源地は _____ で震源の深さ _____、地震の規模はM _____ でした。

気象庁からの発表によると今後も余震が続く見込みです。

また、現在も消防機関や市が警戒にあたっています。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

年 月 日

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
応急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

避難解除伝達

伝達依頼先

■帰宅可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、橋本市災害対策本部から、今後の危険がなくなったため、避難解除の指示がありました。

現在まで、この付近の被害の程度は、_____で
ありました。お気を付けてお帰りください。」

■応急復旧等により帰宅不可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、橋本市災害対策本部から、今後の危険がなくなったので、避難解除の指示がありました。

しかしながら、_____町（丁目）一帯は、現在も_____のため、応急復旧作業を行っています。

災害の危険は遠ざかりましたが、二次災害防止の措置が完了するまで、今しばらく待機をお願いします。」

飲料水・食糧等の供給状況広報

「こちらは、橋本市災害対策本部です。

被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせします。

飲料水は、現在〇〇公園、◇◇小学校、………で配っています。

また、〇〇小学校、◇◇中学校に避難所を開設し、食糧・毛布などを配っています。

どうぞ、ご利用ください。」

6 避難所関係様式

(1) 避難所安全確認チェックシート

避難所安全確認チェックシート

避難所名： _____

点検実施日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名： _____

次の質問で該当するところに○を付けてください

	質問	該当項目
外部	1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
	2 建物周辺に地滑り、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化等が生じましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
	3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
	4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C あきらかに傾斜した
	5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	6 外壁タイル・モルタル等が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している C 外壁の多くが落下している
屋内	7 浸水はありますか？	A いいえ B 床下浸水している C 床上浸水している
	8 床に傾斜や陥没等がありますか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている
	9 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	10 内部の柱、壁、天井に災害により発生したと思われる雨漏り、漏水あとがありますか？	A ない又はごく小さな漏水あとがある B 比較的大きな漏水あとが点在している C 大きな漏水あとが多数ある
	11 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
	12 トイレや洗面所等で、排水の逆流はありますか？	A いいえ B 一部の設備で逆流した形跡がある C ほぼ全ての設備で逆流している
	13 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
その他	14 その他、目についた被害を記入してください。 (例：塀が傾いた。水・ガスが漏れている。家具が倒れた等)	

表A	B	C	判定

(2) 避難者名簿

避難者名簿

避難所：

		避難者名簿番号						
ふりがな 世帯主氏名	性別	男・女	家屋 の 被害 状況	居住の可否(可・否)				
	年齢			全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通				
資格・特技	所属 自治会							
住所	車		車種 : ナンバー					
	ペット		有(種類) 無					
電話番号	携帯番号							
緊急連絡先 ※必ず記入して ください	氏名							
	住所							
	電話番号							
家族 構成	氏名	年齢	性別	続柄	資格 特技等	避難 確認	入所日	退所日
避難者名簿の掲示・公開 ※1 同意する・同意しない								
特記欄) ※その他、特に申告する必要があること(負傷、疫病の状況や特別な配慮が必要である等)								

※1 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親戚縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

世帯退所状況			
退所年月日	年 月 日	退所時間	AM・PM 時 分
退所後 連絡先	住所		
	電話番号	携帯番号	
	備考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。	

●重要ポイント

- 1 避難者世帯の詳細な情報になります。避難者に記入してもらってください。
- 2 避難者世帯の個人情報になります。取扱いに十分注意してください。

避難者名簿一覧

避難所： _____

番号	入所日	氏名	避難者 名簿 No.	備考	退所日	特記欄	公開
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

●重要ポイント

- 1 避難者名簿を基に、避難者管理班が記載してください。
- 2 特記欄は、避難者名簿に特記事項が記入されている場合“○”を記載してください。
- 3 避難者名簿で避難者名簿の掲示・公開に同意する場合は、公開に“○”を記載してください。

車 避 難 者 名 簿

避難所名 ●●小学校

番号	避難者名（使用者）	避難者名簿No.	車種・色	車両番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害
対策計画
応急

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

ペット避難者（飼育者）名簿

避難所名：

No.	飼育者氏名	避難者名簿No.	種類	特徴（体格・毛色）	ペットの名前	性別	予防接種等	備考
1				体格： 毛色： 特徴：		オス メス	避妊・去勢：済・未 犬の飼育：済・未 ※登録：済 狂犬病：済 その他：	
2				体格： 毛色： 特徴：		オス メス	避妊・去勢：済・未 犬の飼育：済・未 ※登録：済 狂犬病：済 その他：	
3				体格： 毛色： 特徴：		オス メス	避妊・去勢：済・未 犬の飼育：済・未 ※登録：済 狂犬病：済 その他：	
4				体格： 毛色： 特徴：		オス メス	避妊・去勢：済・未 犬の飼育：済・未 ※登録：済 狂犬病：済 その他：	
5				体格： 毛色： 特徴：		オス メス	避妊・去勢：済・未 犬の飼育：済・未 ※登録：済 狂犬病：済 その他：	
6				体格： 毛色： 特徴：		オス メス	避妊・去勢：済・未 犬の飼育：済・未 ※登録：済 狂犬病：済 その他：	
7				体格： 毛色： 特徴：		オス メス	避妊・去勢：済・未 犬の飼育：済・未 ※登録：済 狂犬病：済 その他：	

●重要ポイント

- 1 ペット避難者（飼育者）名簿に関しては、避難者自身の受付終了後、ペットスペースにて避難者が記載してください。避難者より聞き取りを行い、スタッフが記入してもかまいません。

(3) 事務引継書

事務引継書

引継日	年 月 日	
避難場所名		
担当者	前任者	後任者
業務内容		
業務における 注意点		
避難者からの 要望事項等		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
緊急対策計画

第4編 風水害
緊急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

(4) 拠点避難所状況報告書

拠点避難所状況報告書 (第 報)

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震災害
第4編 風水害心急
第5編 災害復旧
第6編 南海トラフ
資料編

拠点避難所名						
拠点避難所所在地						
拠点避難所連絡先		TEL ()		FAX ()		
報告者		報告日		年 月 日		
現在の避難者数	総数	世帯数 () 世帯、人数 () 名、(内、要配慮者 名)				
	避難所	世帯数 () 世帯、人数 () 名、(内、要配慮者 名)				
	在宅等	世帯数 () 世帯、人数 () 名、(内、要配慮者 名)				
	要配慮者内訳	要介護 () 名、妊婦 () 名、乳児 () 名、幼児 () 名 その他 () 名：主な内容 ()				
	医療支援が必要	重症 () 名、軽傷 () 名、(内、要配慮者 名) 産婦人科 () 名、人工透析 () 名、酸素療法 () 名 その他医療が必要な方 () 名 必要な医療の種類 () 病院搬送が必要な方 () 名				
運営状況	避難所運営委員会	編成済み ・ 未編成	活動班	編成済み ・ 未編成	居住グループ	編成済み ・ 未編成
	避難所運営委員会 委員長	氏名：		連絡先：		
	避難所運営委員会 副委員長	氏名：		連絡先：		
連絡事項	避難所安全確認	未実施・安全・要注意・危険・その他 ()				
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通・無線機不通・その他 ()				
	トイレの使用	使用可 () 箇所、使用不可 () 箇所 その他 ()				
	食料品					
	生活用品					
	薬品					
	その他					
緊急を要する事項 (具体的に箇条書き)						

※ 避難場所を開設した際には、災害対策本部(避難所運営班)へこの様式により報告します。
(第1報においては分かるものだけで報告してもかまいません。)

7 り災証明関係

(1) 被災者台帳

り災区分	番号						
被災者住所		氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要
職業氏名							
災害の原因							
被災年月日							
被災場所							
住家							
被災状況	その他の家屋						
	家財						
	生命						
	その他						

(注1) 本台帳の大きさは、A4とする。

(注2) 職業氏名欄の氏名は、世帯主の氏名を記載する。

(注3) 負傷者等については、それぞれの氏名欄の摘要に記載する。

(裏面)

月 日	援護状況等

(注) 援護状況等には、救助用支給物資の内容はもちろんのこと、仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を明記し、できれば義援金品の内容を明記すること。

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
緊急対策計画

第4編 風水害
緊急対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編 総則

(2) リ災証明書

罹災証明書

第2編 災害予防

第3編 地震災害
緊急対策計画

第4編 風水害
対策計画
心算

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分： 世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢
罹災原因		〇〇〇〇 による				
被災住家*の所在地						
住家*の被害の程度						
追加記載事項②						
追加記載事項③						

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

橋本市長

(裏面)

月 日	救護状況等

- 1 救助用物資の受領にあたっては、本証明書の提出をしないと支給されません。
 - 2 物資等を受領したときは、「救護状況等」の記載を確認してください。
- (注)「救護状況等」欄は、できるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編 総則

(3) 被災届出済証明書

被災届出済証明書

住 所		
氏 名		
被災状況	災害の原因	〇〇〇〇 による
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災程度	被災内容	
	その他	
備考		

上記のとおり、被災の届出を証明する。尚、被害を証明するものではない。

令和 年 月 日

橋本市長

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

資料編

第6章 関連資料リンク集

1 本編記載の国・県計画等のリンク集

No.	協定名	URL	二次元バーコード
1	災害対策基本法	https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223/	
2	地震防災対策特別措置法 (平成7年法律第111号)	https://laws.e-gov.go.jp/law/407AC1000000111	
3	紀の川水系河川整備計画	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/keikaku/sei bikeikaku.html	
4	県管理河川整備計画	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/keikaku/sei bikeikaku.html	
5	都市計画法	https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC0000000100	
6	土砂災害防止法	https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000057	
7	宅地造成及び特定盛土等規制法	https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000191	
8	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000049	

資料編 第6章 関連資料リンク集
1 本編記載の国・県計画等のリンク集

No.	協定名	URL	二次元バーコード
9	橋本市住宅耐震改修促進計画	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kensetsubu/kentikujutaku/jutakusisaku/taishin/taishinkeikakunituite/1468485261173.html	
10	消防法	https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000186	
11	建築物の耐震改修促進法	https://laws.e-gov.go.jp/law/407AC0000000123	
12	被災宅地危険度判定実施要綱	https://www.hisaitakuchi.jp/download.html	
13	和歌山県文化財保存活用大綱	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215.html	
14	和歌山県文化財災害対応マニュアル	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00218000.html	
15	建築基準法	https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000201	
16	災害廃棄物処理計画	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/saigaikeikaku/saigaikeikaku.html	

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

No.	協定名	URL	二次元バーコード
17	水防法	https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000193	
18	消防水利の基準	https://www.fdma.go.jp/laws/kokuji/post27/	
19	橋本市災害備蓄計画	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/12168.html	
20	日本産業規格（JIS）	https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jiskouji/20250820001.html	
21	橋本市災害情報伝達基本方針	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/osirase/15951.html	
22	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）	https://www.bousai.go.jp/taisaiku/soboweb/	
23	橋本市職員初動体制マニュアル（地震災害・風水害）	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/16821.html	
24	避難行動要支援者登録制度	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/higoronosonae/1446704589009.html	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
25	橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/1550456541976.html	
26	和歌山県防災ボランティア登録制度要綱	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00202393.html	
27	大規模地震対策特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/353AC0000000073	
28	応急対策職員派遣制度に関する要綱	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/hisai_chiho_kokyodan_tai.html	
29	被災者生活再建支援法	https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html	
30	近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/wd33_000000703.html	
31	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	https://www.nga.gr.jp/conference/h19/post_126.html	
32	消防庁火災・災害等即報要領	https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2025/	

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編
総則

第2編
計画
災害予防

第3編
緊急対策計画
地震災害

第4編
対策計画
風水害
応急

第5編
計画・復興計画
災害復旧

第6編
地震防災対策推進計画
南海トラフ

資料編

No.	協定名	URL	二次元バーコード
33	災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/shimei_kohyo.html	
34	災害時における死者の氏名等の公表指針	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/shimei_kohyo.html	
35	災害救助法	https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000118	
36	災害救助法施行令	https://laws.e-gov.go.jp/law/322C00000000225	
37	拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所・小規模避難所）	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/12185.html	
38	被災者援護協力団体登録制度	https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/dantai-touroku.html	
39	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903.html	
40	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903.html	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
41	橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例	https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00000120.html?id=j9	
42	災害弔慰金の支給等に関する法律	https://laws.e-gov.go.jp/law/348AC0100000082/	
43	行旅病人及び行旅死亡人取扱法	https://laws.e-gov.go.jp/law/132AC0000000093	
44	感染症予防法	https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000114	
45	地方自治法	https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000067/20240926_506AC0000000065	
46	災害等廃棄物等に関する状況確認（情報共有フォーマット）	https://kinki.env.go.jp/recycle/index.html	
47	消防組織法	https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000226	
48	自衛隊法	https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000165	

第1編 総則

第2編 災害予防
計画

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震災害
応急対策計画

第4編
風水害
応急
対策計画

第5編
災害復旧
計画・復興計画

第6編
南海トラフ
地震防災
対策推進計画

資料編

No.	協定名	URL	二次元バーコード
49	放射線障害防止法	https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000167	
50	水質汚濁防止法	https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000138	
51	警防規定	https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00001145.html	
52	道路法	https://laws.e-gov.go.jp/law/327AC1000000180	
53	道路交通法	https://laws.e-gov.go.jp/law/335AC0000000105	
54	道路整備特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/331AC0000000007	
55	気象業務法	https://laws.e-gov.go.jp/law/327AC0000000165/	
56	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou tk 000012.html	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
57	生活保護法	https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000144	
58	復興計画事前策定の手引き	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/hukkoukeikaku/jizensakutei	
59	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC1000000092	
60	橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱	https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00000895.html	

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画


第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編

2 その他防災関連情報リンク集

No.	協定名	URL	二次元バーコード
1	橋本市地区別ハザードマップ	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/map/r2hazardmap.html	
2	防災はしもとメール	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/jyouhouhaisin/1366955087307.html	
3	戸別受信機の無償貸与について	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/jyouhouhaisin/kobetsujushinki.html	
4	橋本市公式 LINE アカウント	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/sogoseisakubu/hisho_koho/hashimoto_city_LINE/line_renewal.html	

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震災害
応急対策計画

第4編 風水害応急
対策計画

第5編 災害復旧
計画・復興計画

第6編 南海トラフ
地震防災対策推進計画

資料編